

具体的施策の展開に関する点検結果

新国家戦略第4部では、第3部で示された取扱方針を受けた具体的施策の展開について、国土の空間特性、土地利用に応じた関係省庁の施策、野生生物の保護管理等横断的施策、調査研究、人材育成等の基盤的施策を記述しています。

これらの具体的施策としては、生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議に参画する各省庁が具体的に実施し、または実施に向けた準備を行っているものが掲げられています。多種多様な施策の実施状況をわかりやすく把握するため、今回の点検においては、各施策を示す指標の推移を示すとともに、共通の様式を定めて個票を用いて点検を行っています。

なお、新国家戦略策定以降、生物多様性の保全及び持続可能な利用の観点から一定の進展があったものとして各関係省庁が点検したものを記載しています。

1. 国土の空間的特性、土地利用等に応じた施策

(1) 森林・林業

地球温暖化防止や生物多様性の保全など、多面的機能を有する森林を社会全体で支えるという国民意識の醸成を図るため、国民参加の緑づくり活動推進事業等を通じて、森林ボランティア活動等広範な国民による森林づくり活動を支援し、適正な森林の整備・保全を推進しました。また、貴重な動植物の生息・生育地等である保護林、保護林同士を連結したネットワークによる野生動植物の移動経路の確保を図る緑の回廊を増設するなど、生態系の保全及び遺伝的な多様性の確保等の取組をさらに進めました。

【数値から見る具体的施策の展開】

平成15年度は187箇所において森林ボランティア活動におけるフィールドの整備を行うなど、国民による森林の保全・整備活動を支援しました。

国有林において、保護林の設定箇所数が18箇所（平成15年度は15箇所）増加するなど、生態系の保全がより一層図られました。

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
国有林野の内保護林が設定された箇所数及び面積	H14.4.1	821箇所 (約55万ha)	H16.4.1	839箇所 (約66万ha)	18箇所
森林生態系保護地域の箇所数及び面積	H14.4.1	26箇所 (320千ha)	H16.4.1	27箇所 (401千ha)	1箇所 (81千ha)
森林生物遺伝資源保存林の箇所数及び面積	H14.4.1	12箇所 (36千ha)	H16.4.1	12箇所 (36千ha)	0
植物群落保護林の箇所数及び面積	H14.4.1	356箇所 (138千ha)	H16.4.1	369箇所 (159千ha)	13箇所 (21千ha)
植物群落保護林の箇所数及び面積	H13.4.1	354箇所 (126千ha)	H15.4.1	358箇所 (139千ha)	4箇所 (13千ha)
特定動物生息地保護林の箇所数及び面積	H14.4.1	32箇所 (16千ha)	H16.4.1	34箇所 (19千ha)	2箇所 (3千ha)
特定地理等保護林の箇所数及び面積	H14.4.1	34箇所 (30千ha)	H16.4.1	35箇所 (30千ha)	1箇所 (0ha)

保安林の指定面積（実面積）	H14.3.31	9,052千ha	H15.3.31	9,201千ha	149千ha
郷土の森の箇所数及び面積	H13.4.1	32箇所 （2千ha）	H15.4.1	32箇所 （2千ha）	0
全国の緑の回廊の箇所数及び面積	H14.4.1	13箇所 （約28万1千ha）	H16.4.1	19箇所 （約39万ha）	6箇所 （約10.9万ha）
郷土の森の箇所数及び面積	H13.4.1	32箇所 （2千ha）	H15.4.1	32箇所 （2千ha）	0
レクリエーションの森の箇所数及び面積	H13.4.1	1,263箇所 （約41万ha）	H15.4.1	1,257箇所 （約41万ha）	▲6箇所 （0ha）

1．第4部における事項番号と施策名	1章1節1 森林の有する多面的機能の発揮のための森林整備の推進に関する施策	
2．第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2, 5	
3．本施策を展開する必要性とその目的	狭小かつ急峻な国土に多くの人口を擁するわが国においては、個々の森林について自然的条件や地域のニーズ等に応じた機能間の調整を行いつつ、より適切な森林の整備を進める必要があることから、生物多様性の保全に不可欠な森林を「森林と人との共生林」に区分するなど森林を重視すべき機能に応じて3区分し、その区分にふさわしい森林の適正な整備・保全を実施する。	
4．施策の概要	5．施策の進捗状況	
全国森林計画の策定 森林・林業施策の推進方向を明らかにするとともに「地域森林計画」の策定に当たっての基準を示すもの。	従来の計画を見直し、森林の保全に関する内容を充実した全国森林計画（平成16年4月1日を始期とする）を策定。	
6．予算・税制等項目	当初予算（百万円）	7．今後の課題
	H15年度 H16年度	
		人工林資源の充実に対応した森林・林業、木材産業関連施策の展開。

農林水産省林野庁計画課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章1節1(2) 森林の有する多面的機能の発揮のための森林整備の推進に関する施策（多面的機能の発揮のための森林の整備の推進）	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2, 4, 5	
3. 本施策を展開する必要性とその目的	国民の要請に応え、森林の有する多面的機能を将来に渡り持続的に発揮できるよう、地域の特性に応じた森林施業の実施や公的な関与による森林の整備に努めるとともに、これらの森林施業等を効率的に行うための林内路網の整備や地域活動の支援等を通じて、森林の整備を計画的に推進する。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
ア. 国土の保全、水資源のかん養、地球温暖化防止、木材の供給等、国民生活の向上及び国民経済の発展に不可欠な森林の有する多面的機能の発揮に資するため、植栽、間伐、保育等とそれらの作業を実施するための林道整備等を実施。	平成14年に重視すべき機能（「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の3区分）に応じ森林整備事業を再編し、各事業の目的に応じ、計画的に造林、保育、林内路網の整備等を実施。	
イ. 森林整備地域活動支援交付金制度 森林施業の適切な実施に不可欠な森林の現況調査等の地域における活動を確保するための支援。	平成15年度は、44都道府県の1,908市町村で交付金を交付。また、交付金の対象となった森林面積は、約153万ha。	
ウ. 公的な関与による森林の整備 所有者等の自助努力では整備が進まない森林において、水土保持等の機能が低下した保安林等について治山事業等による森林の整備を推進。	治山事業等により計画的による森林の整備を実施。	
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	当初予算（百万円）	
	H15年度	H16年度
ア. 森林整備事業費（民有林）	143,272	135,254
イ. 森林整備地域活動支援交付金	10,845	10,845
森林整備地域活動支援推進事業	388	388
ウ. 治山事業（内数）	116,421	106,451
	引き続き重視すべき機能に応じた適正な整備と、森林の過密化等により土砂の流出、崩壊等を発生させるおそれのある保安林において森林の整備が必要。 また、森林整備地域活動支援交付金制度が、引き続き広範に実施されるよう、都道府県、市町村と連携を図りつつ普及啓発が必要。	

農林水産省林野庁整備課、企画課、治山課

1．第4部における事項番号と施策名		1章1節1(3) 森林の有する多面的機能の発揮のための森林整備の推進に関する施策（森林保全の確保）	
2．第3部第2章の各テーマとの関係		1，2，4，7	
3．本施策を展開する必要性とその目的			
水源のかん養や保健・風致の保存等森林の有する公益的機能の確保のため特に必要な森林を保安林として指定し、開発行為の規制等によりその適切な保全・管理を推進するとともに、保安林以外の民有林内での1haを超える開発行為について、都道府県知事の許可制とし、また、土砂の崩壊・流出等が発生した荒廃地等を復旧整備することにより、適切な森林の保全を確保し、森林が有している多様な役割・機能を維持することにより、森林の生物多様性の構成要素を将来に渡り持続可能な方法で利用。			
また、森林の多様な機能を発揮させるよう森林の健全性を確保するため、松くい虫等による森林被害への対策を実施する必要がある。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
ア．森林の保全のための必要な規制 保安林の整備 保安林の指定及び適切な保全・管理の推進 林地開発許可制度の運用 保安林以外の民有林内での1haを超える開発行為を規制		平成15年度末時点の保安林指定面積は、約920万ha。土地の形質変更や立木の伐採等に係る許可制の適切な運用を推進。 1haを超える開発行為を都道府県知事の許可制とし、環境の保全等の観点から許可の適否を判断。	
イ．山地災害等の防止と復旧 荒廃地等における治山施設などの整備を推進。		治山事業により山地災害から保全される森林の面積44,900 ha（H16.3見込み）	
ウ．森林病虫害等の被害の防止 森林の多様な機能を発揮させるよう森林の健全性を確保するため、松くい虫等による森林被害への対策を実施。		全国の対策対象松林（34万ha）における松くい虫被害対策のほか、野生鳥獣等による被害対策を実施。	
6．予算・税制等項目		7．今後の課題	
	当初予算（百万円）		
	H15年度	H16年度	
ア．保安林整備事業委託費等	892	890	保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用と荒廃地等の復旧整備等を実施することなどにより、今後とも引き続き森林の保全を確保すると共に、引き続き、都道府県、市町村等との連携を図りながら、徹底した松くい虫等被害への対策を実施することが必要。
イ．治山事業(国費)	145,569	134,725	
ウ．森林病虫害等防除事業	2,418	2,508	

農林水産省林野庁森林保全課、治山課

1．第4部における事項番号と施策名	1章1節1(5) 森林の有する多面的機能の発揮のための森林整備の推進に関する施策（技術の開発及び普及）		
2．第3部第2章の各テーマとの関係	1，2，4，5		
3．本施策を展開する必要性とその目的			
持続可能な森林管理を目的としたモニタリングプロセスの基準・指標の中でも、生物多様性と森林の健全性の評価手法は、その開発が遅れている。そのため、国際共同研究を通じて、森林の組成・構造等が生物多様性に及ぼす影響評価等について、定量的評価に基づき、生物多様性に関わる指標の測定・評価手法等を開発した。			
4．施策の概要	5．施策の進捗状況		
生物多様性に影響する森林の組成・構造の評価手法の開発	DNAマーカーを用いたトドマツの遺伝的多様性評価手法を用い、個体群の遺伝的類似度の調査を実施した。 （相互間距離） 20km以内：遺伝的類似度 高 200km以上：遺伝的類似度 低		
指標生物による昆虫・微生物の多様性の評価手法の開発	森林構造の多様性は、その森林の最大胸高直径と高い相関があることが明らかとなった。また、節足動物と林齢が高い相関関係があることが明らかとなった。		
森林（林冠構成木）の健全性を評価する技術の開発	トドマツを非破壊措置で精査したところ、36本/47本中で76%の高正解率から、非破壊装置の活用による樹木の健全性の測定が有効であることが明らかとなった。		
6．予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7．今後の課題	
	H15年度	H16年度	
(独)森林総合研究所運営費交付金	9	9	生物多様性の客観的な評価技術及び森林生態系の健全性評価手法を実用可能なレベルまで高める。

農林水産省林野庁研究普及課、(独)森林総合研究所

1．第4部における事項番号と施策名	1章1節1(7) 森林の有する多面的機能の発揮のための森林整備の推進に関する施策（国民等の自発的な活動の推進）		
2．第3部第2章の各テーマとの関係	2，4，7		
3．本施策を展開する必要性とその目的	地球温暖化防止や生物多様性の保全をはじめとする多面的機能を有する森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成を図る必要がある。		
4．施策の概要	5．施策の進捗状況		
森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林の整備・保全を社会全体で支える国民意識の醸成	森林ボランティア活動におけるフィールドの整備（平成15年度末187箇所）の整備、ネットワークの構築、指導者の育成・安全の確保等など国民が行う森林づくり活動への支援等を実施中。		
6．予算・税制等項目	当初予算（百万円）		7．今後の課題
	H15年度	H16年度	
国民参加の緑づくり活動推進事業	475	369	森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成を一層図るため、より広範な主体による森林づくり活動への参加策を構ることが必要。
青年森林協力隊活動推進事業	36	17	
学校林整備・活用推進事業	69	57	

農林水産省林野庁森林保全課

1．第4部における事項番号と施策名	1章1節1(8) 森林の有する多面的機能の発揮のための森林整備の推進に関する施策（都市と山村の交流等）		
2．第3部第2章の各テーマとの関係	2，4，7		
3．本施策を展開する必要性とその目的	森林の中での様々な体験活動を通じて人々の生活や環境と森林について学ぶことにより地球温暖化防止など森林の多面的機能等に対する理解を深めるとともに、里山林等における生物多様性の保全や保健・文化・教育的利用を推進する。		
4．施策の概要	5．施策の進捗状況		
森林環境教育の推進	森林環境教育活動を推進するための人材の育成、プログラムの開発、情報提供、体験活動の場の整備等を実施。		
里山林等の保全・整備・利用活動の推進	NPO等や市民参加による里山林等における多様な利用活動を推進。		
6．予算・税制等項目	当初予算（百万円）		7．今後の課題
	H15年度	H16年度	
森林環境教育活動の条件整備促進対策事業	112	87	森林環境教育活動や里山林等における多様な利用活動のより一層の展開を図る。
教育のもり整備事業	264	238	
共生林の多様な利用活動推進事業		6	
里山林自然・文化体験活動の促進		6	

農林水産省林野庁計画課

1．第4部における事項番号と施策名		1章1節2(1) 森林によって供給される財とサービスの提供及び利用の確保に関する施策（木材の有効利用の推進等）	
2．第3部第2章の各テーマとの関係			
3．本施策を展開する必要性とその目的		再生産が可能で人や環境に優しい資材である木材の有効利用とその供給体制の整備を推進し、林業及び木材産業の活性化を図ることにより、森林の整備及び保全、ひいては生物多様性などの森林の有する多面的な機能の高度発揮の確立に資する。	
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
木材利用の意義について国民への普及啓発 木の良さや木材利用の意義等について普及啓発を実施。		47都道府県において、講習会、シンポジウム、木工教室の開催等を通じた普及啓発を実施。	
住宅への利用推進 森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携強化による家づくりや住宅リフォーム等新たな利用分野における地域材需要の開拓等を実施。		42都道府県において、関係者に対する説明会の開催、セミナー等による普及啓発、住宅用内装材の開発等を実施。	
公共施設への利用推進 シンボル性が高く波及効果の期待できる公共施設の地域材を用いた整備等への支援を実施。		54地域において地域材を用いた公共施設の整備を実施。	
木質バイオマスエネルギーへの利用推進 未利用木質資源のエネルギー利用を促進するため、バイオマス発電施設、熱供給施設、ペレット製造施設等の整備を実施。		23地域において木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備を実施。	
木材産業の構造改革 木材産業の構造改革を進めるために必要な加工流通施設の整備及び木材利用に関する技術開発への支援等を実施。		44箇所の加工流通施設、3件の技術開発支援等を実施。	
6．予算・税制等項目	当初予算（百万円）		7．今後の課題
	H15年度	H16年度	引き続き、森林所有者から住宅生産者までの連携強化による家づくり、関係省庁との連携の強化等による波及効果の期待できる公共施設の木造化、消費者のニーズに対応した情報提供及び木質バイオマスエネルギー利用施設の整備等を推進し、木材の有効利用を推進していくことが必要。同時に、外材に対抗できる木材の供給体制の推進、品質・性能の明確な木材製品の供給等木材産業の一層の構造改革を図りつつ、これまで利用が低位であった曲材、間伐材等を集成材、合板等に加工し、競争力の高い製品を大ロットに供給する新しい流通及び加工システムの構築を進めることが必要。 また、木材利用の意義に関する普及活動等を一層推進し、木材、とりわけ地域材にこだわる消費者層の拡大を図ることが必要。
	342の内数	239の内数	
	356の内数	254の内数	
	847	847	
	1,059	1,059	
	2,581	3,433	

農林水産省林野庁木材課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章1節2 森林によって供給される財とサービスの提供 及び利用の確保に関する施策 (2) 特用林産物生産の促進 (3) 森林保全に配慮した森林の総合的利用の推進		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係			
3. 本施策を展開する必要性とその目的	(2)特用林産物生産の促進により、農山村地域の活性化を図るとともに、森林資源の持続的活用を通じて、森林の有する多面的機能の確保を図る。 (3)森林と人との豊かな関係を構築し、環境との調和や資源循環利用に果たす森林・林業の役割への国民的理解の醸成を図る。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
(2)特用林産物生産の促進 特用林産物の生産振興や加工・流通施設等の整備等を支援。	平成15年に特用林産物の生産販売施設等の整備を64地域で実施。また、木炭、竹炭については、成分調査、生産技術研修及び適切な利用方法等の情報提供等を実施。		
(3)森林保全に配慮した森林の総合的利用の推進	森林ボランティア活動におけるフィールドの整備（平成15年度末187箇所）の整備、ネットワークの構築、指導者の育成・安全の確保など国民が行う森林づくり活動や森林体験学習、里山林等における多様な利用活動等への支援等を実施中。		
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7. 今後の課題
	H15年度	H16年度	
林業・木材産業構造改革事業の内数及び特用林産物振興対策事業	3,333	3,944	より一層の森林の有する多面的機能の発揮のためには、農山村地域の活性化が喫緊の課題であり、引き続き施策を講ずることが必要。
国民参加の緑づくり活動推進事業	475	369	
学校林整備・活用推進事業	69	57	
森林環境教育活動の条件整備促進対策事業	112	87	
教育のもり整備事業	264	238	
共生林の多様な利用活動推進事業		6	

農林水産省林野庁経営課、計画課、森林保全課

1．第4部における事項番号と施策名	1章1節3(3) 国有林野における取り組み（国有林野の維持及び保存）	
2．第3部第2章の各テーマとの関係	1，2，4，5	
3．本施策を展開する必要性とその目的		
原生的な天然林や優れた自然環境を有する森林、貴重な動植物の生息・生育地等を「保護林」に設定し、その保護に努めるとともに、保護林同士を連結したネットワークによる野生動植物の移動経路の確保を通じ、生息・生育地の拡大、個体群の交流を促進し、種の保存や遺伝的な多様性の確保を図る「緑の回廊」の取組を進めるなど、生物多様性の保全を推進。		
4．施策の概要	5．施策の進捗状況	
保護林の設定 希少な野生動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全上、特に重要な森林を指定し、積極的に保全を図る。	平成15年度に新たに15箇所の保護林を設定。 保護林設定面積約66万ha(839箇所)(H16.4.1)。	
緑の回廊の設定 保護林同士を帯状につなぎ、分断された個体群の交流及び遺伝的多様性の確保により、森林生態系の効果的な保護・保全を図る。	平成15年度に新たに2箇所の緑の回廊を設定。 緑の回廊設定面積約39万ha(19箇所)(H16.4.1)。	
6．予算・税制等項目	当初予算(百万円)	
	H15年度	H16年度
保護林保全緊急対策事業	100	99
緑の回廊整備特別対策事業	207	214
希少野生動植物保護管理事業	111	108
森林生態系保護地域バッファゾーン整備事業	30	30
	7．今後の課題	
	今後も引き続き適正な保護管理を実施するとともに、動植物の生育・生息状況や猛禽類等の良好な採餌環境の確保の検討に必要な調査等を実施することが必要。	

農林水産省林野庁経営企画課

(2) 農地・農業

農業農村整備事業の実施に当たっては、環境との調和に配慮することを基本原則としており、市町村において環境配慮の基本方針等をまとめた田園環境整備マスタープランを踏まえて、自然と共生する田園環境の創造に貢献する事業を推進しています。

また、自然再生推進法の制定を踏まえ、農村地域における自然環境の保全・再生活動を推進しています。

さらに、中山間地域等においては、農業生産活動を通じた自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度を実施するとともに、地域の特性に即した里地や棚田の整備を推進しています。

【数値から見る具体的施策の展開】

自然再生への取組として、平成15年度から田園自然環境保全・再生支援事業を33地区において実施しました。また、田園環境整備マスタープランが2,436の市町村で策定され、策定市町村が倍増しました。さらに、田んぼの生きもの調査を継続して実施するとともに、農業農村環境情報調査を142地点において開始し、環境との調和に配慮した事業のための基礎資料を蓄積しました。

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
環境保全型農業に取り組んでいる農家の戸数と農家全体に対する割合	H12	50万2千戸 (約2割)	H12	50万2千戸 (約2割)	0
エコファーマーの数	H14.3	9,226名	H16.3	47,766名	38,540名
「田園環境整備マスタープラン」策定市町村数	H14.3	1,191市町村	H16.1	2,436市町 全国市町村数 3,190 (H15.4現在)	1,245市町村
田園自然環境保全・再生支援事業の実施地区数	H14.3	0地区	H16.3	33地区	33地区
市民農園区画数	H14.3	144,312区画	H15.10	150,555区画	6,243区画
「田んぼの学校」登録数	H14.3	350件	H16.4	828件	478件
「田んぼの生きもの調査」調査箇所数	H14.3	1,098の農業水路、ため池等	H16.3	2,353の農業水路、ため池等	1,255の農業水路、ため池等
「農業農村環境情報整備調査」による調査対象47地区内のサイト数	H14.3	0地点	H16.3	142地点	142地点
中山間地域等直接支払制度の交付面積及び下段()内は協定数	H14.6	632千ha (32,067)	H16.6	662千ha (33,775)	30千ha (1,708)

1. 第4部における事項番号と施策名	1章2節2 環境保全型農業の推進
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2
3. 本施策を展開する必要性とその目的	
農業の持続的な発展を図るためには、望ましい農業構造を確立することと併せて、農業に本来備わっている自然循環機能を維持増進していくことにより、環境と調和のとれた農業生産の確保を図ることが重要であり、このような農業生産のあり方は、わが国が目指す循環型社会の実現に合致するとともに、農業生産活動に伴う環境への負荷の低減及びそれを通じた生物多様性の維持等の自然環境の保全にもつながるものである。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
エコファーマーの認定の促進 農業者に対する持続農業法のメリットや環境問題への啓発を図ることにより、エコファーマーの	全国のエコファーマー数47,766名(H16年3月末)

認定を促進。		環境と調和した持続性の高い農業生産方式の導入に係る技術実証、機械・施設整備等を支援（122地区）（H15）。	
環境保全型農業の取組みの推進 地域における環境保全型農業の取組を支援。		家畜排せつ物処理施設の整備計画（H12～16年度）に基づき、処理施設の整備等を推進（約2万戸）（H15年3月末）。	
家畜排せつ物処理施設等の整備 家畜排せつ物の不適切な管理を解消するための処理施設等を整備。		地域における有機性資源の循環利用を促進するための技術実証ほの設置や技術講習会の開催（172地区）（H15）。	
土づくりの推進 有機性資源の循環利用の促進、緑肥の導入等により、土づくりを推進。		緑肥の導入による土づくりの推進（50地区）（H15）。	
環境保全型農業の推進に必要な技術開発 化学肥料・農薬の使用量を低減する革新的技術等の開発を推進。		肥効調節等による施肥量低減技術、各種の農薬代替技術を組み合わせ、農薬使用量を大幅に削減することが可能な病害虫群高度管理技術の開発を推進（H15）。	
家畜排せつ物処理技術の開発 低コストで実用的な家畜排せつ物処理技術の開発を推進。		家畜排せつ物等バイオマスの革新的な循環利用技術の開発と地域循環システムの実用化（H15）。	
6．予算・税制等項目	当初予算（百万円）		7．今後の課題
	H15年度	H16年度	引き続き、エコファーマーの認定を積極的に促進するとともに、良質のたい肥の導入等による効率的な土づくり、化学肥料・化学合成農薬の低減に資する農業生産方式の一層の普及・定着を図る。
資源循環型農業・食品産業総合支援事業	6,512		家畜排せつ物処理施設の整備については、家畜排せつ物管理基準の全面施行（平成16年11月1日から）を踏まえ、引き続き、家畜排せつ物処理施設の整備を推進する。 また、環境負荷低減に資する技術の開発を引き続き推進する。
資源循環型農業総合支援事業（農業環境保全対策事業）		1,099	
有機栽培等ブランド化推進事業	10,373	8,999	
	の内数	の内数	
バイオマス利活用フロンティア推進事業のうち土づくり関連対策	1,800	1,389	
	の内数	の内数	
バイオマス利活用フロンティア整備事業のうち家畜排せつ物利活用施設整備事業		4,679	
資源リサイクル畜産環境整備事業	7,150	7,887	
エコファーマーが取得した農業機械についての所得税・法人税の特別償却又は税額控除			
家畜排せつ物処理施設の所得税・法人税の特別償却及び固定資産税の課税標準の軽減			
持続的農業推進のための革新的技術開発に関する研究（（独）農業・生物系特定産業技術研究機構の交付金研究）	運営費交付金の一部	運営費交付金の一部	
農林水産バイオリサイクル研究	800	1,260	

農林水産省生産局農産振興課、畜産部畜産企画課
農林水産省技術会議事務局技術政策課

1．第4部における事項番号と施策名	1章2節3 環境に配慮した農業農村の整備
2．第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2
3．本施策を展開する必要性とその目的	
農業生産基盤の整備や農村生活環境の整備、農地の保全等を行う農業農村整備事業の実施に際しては、農業の持続的発展や農村の振興を目的とし、地域全体を視野において、可能な限り生態系や景観等への負荷や影響を回避・低減するとともに、良好な二次的自然環境を形成・維持し、持続可能な社会の形成に資するよう、さらに環境との調和に配慮していくものである。	
4．施策の概要	5．施策の進捗状況
生態系などの環境に配慮した整備 環境との調和への配慮を原則として、 農業農村整備事業を実施	2,436の市町村で田園環境整備マスタープランを策定（H16.1）。このプランで定めている環境創造区域内において、環境創造施設を774地域で整備。
環境保全技術の確立 環境との調和への配慮を行うための 手法・技術を整理・開発し普及	ほ場整備をテーマとした「手引き」を充実し、環境配慮施設の事例、生きもの情報等のデータベース化や実証施設を用いて生態系保全技術を開発。
自然再生への取り組み 農村地域における自然環境の保全・ 再生活動の取り組みを推進	田園自然環境保全・再生支援事業を33地区で実施し、地域住民、NPO等と連携した自然再生活動を支援するとともに「田園自然再生活動コンクール」を実施。
6．予算・税制等項目	当初予算（百万円）
	H15年度 H16年度
農業農村整備事業費	878,880 834,542 の内数 の内数
田園自然環境保全・再生支援事業	135 100
7．今後の課題	環境との調和に配慮した農業農村整備を一層促進するためには、環境配慮に関するさらなる技術や情報の蓄積や技術者の育成、地域住民の参加を行う新たな体制の確立等に努めることが必要。

農林水産省農村振興局計画部資源課、事業計画課、整備部設計課、農村整備課

1．第4部における事項番号と施策名	1章2節4 農村の環境の保全と利用
2．第3部第2章の各テーマとの関係	2
3．本施策を展開する必要性とその目的	
農村地域の豊かな自然や美しい景観を活用した都市と農村の交流により、都市住民の農業・農村に対する理解の増進と農村地域の活性化を図るとともに、中山間地域等の振興により農業生産活動による多面的機能の確保を図る。	
4．施策の概要	5．施策の進捗状況
棚田地域等の生産基盤の整備 里地や棚田等において、地域の特性に即した 簡易な整備等を実施。	里地棚田保全整備事業を30地区（新規）で実施し、里地や棚田における土地改良施設等の多面的機能の良好な発揮や豊かな自然環境の保全・再生を推進。
農地の維持管理等の活動支援 生産条件に関する不利を補正する中山間地域 等直接支払制度を実施。	中山間地域等直接支払制度の実施により、661,715haの農地について、維持管理等の活動を行うための協定が締結。
都市農村の交流の促進 グリーン・ツーリズムの推進や市民農園の整備 などを促進。	谷津田などにおいて、都市住民との交流を図るため21地区において、滞在交流拠点や体験交流空間を整備し、平成14年度までに全国で150,555区画の市民農園を開設し、都市と農村の交流を図った。
6．予算・税制等項目	当初予算（百万円）
	H15年度 H16年度
里地棚田保全整備事業	1,800 1,795
中山間地域等直接支払制度	23,000 16,800
やすらぎ空間整備事業	628 615
7．今後の課題	都市住民の農業・農村に対する理解の増進と農村地域の活性化や棚田地域の美しい景観の保全など多面的機能の発揮等に向け、都市と農山漁村の交流のための施策及び地域の特性に応じた整備等の施策を講ずることが必要。

農林水産省農村振興局地域振興課、整備部農村整備課

(3) 都市・公園緑地・道路

良好な都市環境や都市景観の形成、生物多様性の確保等のために重要な都市の緑とオープンスペースを効率的かつ効果的に確保するため、届出により土地利用との調整を図ることで緑地の保全を図る「緑地保全地域」の創設、都市中心部などで緑化率の規制を行う「緑化地域」の創設、都市公園の区域を立体的に定めることを可能とする「立体公園制度」の創設などを行う「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」が平成16年6月に成立、公布されました。

【数値から見る具体的施策の展開】

都市公園の面積が、95,940haから7,925ha増加し、103,865haになりました。これにより一人当たり都市公園等面積は、8.1㎡/人から8.7㎡/人へと増加しました。

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
緑の基本計画を策定した地方公共団体数	H14.3末	477市町村	H16.3末	628市町村	151市町村
人口50万人以上の大都市の内緑の基本計画を策定した地方公共団体の割合	H14.3末	90%	H16.3末	93%	3%
住民一人当たりの都市公園等面積	H13.3末	8.1㎡	H16.3末	8.7㎡	0.6㎡
都市公園の整備箇所数及び面積	H13.3末	80,932箇所 (95,940ha)	H16.3末	86,889箇所 (103,865ha)	4,062箇所 (7,925ha)
首都圏の近郊緑地保全区域の面積	H14.3末	約15,693ha	H16.3末	約15,693ha	0
近畿圏の近郊緑地保全区域の面積	H14.3末	約81,212ha	H16.3末	約81,212ha	0
全国の緑地保全地区の指定箇所数及び面積	H14.3末	282地区 (約1,411ha)	H16.3末	312地区 (約1,721ha)	30地区 (310ha)
全国の歴史的風土保存区域の面積	H13.3末	約15,526ha	H16.3末	約15,526ha	0
全国の歴史的風土特別保存地区の指定箇所数及び面積	H13.3末	約8,323ha	H16.3末	56地区 (約8,323ha)	0
全国の風致地区の指定面積	H13.3末	約168,871ha	H15.3末	約168,943ha	約72ha
全国の市民緑地の指定箇所数及び面積	H14.3末	105地区 (約77ha)	H16.3末	111地区 (約74ha)	6地区 ▲3ha

1．第4部における事項番号と施策名		1章3節3 緑地の保全・創出に係る総合的な計画の策定	
2．第3部第2章の各テーマとの関係		2	
3．本施策を展開する必要性とその目的			
自然と人間の共生する緑豊かな都市を形成し、国民が豊かさを実感できる生活環境を形成していくためには、官民が一体となって、都市における緑地の保全・創出を図ることが必要である。そのため、都市緑地保全法第2条の2の規定に基づき、緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための基本計画（「緑の基本計画」）を策定する。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
緑の基本計画の策定		緑の基本計画策定済み状況 553市区町村人口50万人以上	
市町村が緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための基本計画を策定するもの。		上の大都市の内緑の基本計画を策定した地方公共団体の割合：90%	
6．予算・税制等項目		7．今後の課題	
	当初予算（百万円）		緑の保全・創出の計画的実施を行うため、多様な主体による緑の保全、緑化の推進への参加を促進するため、緑の計画の策定をより一層推進することが必要。
	H15年度	H16年度	

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章3節4 緑地の保全・創出に係る諸施策の推進
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2
3. 本施策を展開する必要性とその目的	
都市において、より豊かな生物相を支えることができる環境を回復する観点から、都市全体において、樹林地や水辺、段丘崖の緑、社寺林、屋敷林などをネットワーク化するよう、緑地の保全・創出に係る諸施策を推進していくことが必要。また、道路整備においては、生物多様性のほか、良好な景観の形成、二酸化炭素の吸収等に資する道路緑化の促進や自然環境保全への配慮を図る。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(1)都市公園の整備 都市公園の整備により、都市に残された緑地の保全と積極的な緑地の創出を図る。	都市公園等整備面積 100,968ha (H15.3)
(2)道路整備における生物多様性の保全への配慮 道路のり面、植樹帯、中央分離帯等において、緑化の推進、生物の生息・生育空間の創出を図る。	都市内道路緑化率 51% (H15.3) (DID地区内の完成4車線以上の道路の管理延長に対する緑化延長の割合)
(3)公共公益施設等における緑の創出 都市における水と緑のネットワークを構築するため、都市公園、道路、河川などの公共公益施設等における緑を積極的に創出する。	都市公園等整備面積 100,968ha (H15.3) 都市内道路緑化率 51% (H15.3) (DID地区内の完成4車線以上の道路の管理延長に対する緑化延長の割合)
(4)近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区 首都圏の近郊整備地帯又は近畿圏の保全区域の樹林地等について近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区を定め、現状維持的に保全を図る。	近郊緑地保全区域決定状況 96,905ha(H15.3) 近郊緑地特別保全地区決定状況 3,442ha(H15.3)
(5)緑地保全地区 都市内に残された緑地について、緑地保全地区を定め、現状維持的に保全を図る。	緑地保全地区決定状況 1,652ha (H15.3)
(6)歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区 国が指定する古都において、歴史的風土保存区域を定め、その中で歴史的風土特別保存地区を定め、現状維持的に保全を図る。	古都指定状況：京都市、奈良市、鎌倉市、天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町、同県高市郡明日香村、逗子市、大津市（8市1町1村） 歴史的風土保存地区指定状況 17,929ha(H15.3) 歴史的風土特別保存地区指定状況 8,324ha(H15.3)
(7)風致地区 都市における風致の維持を図るため、都市計画の地域地区として風致地区を定め、現状維持的に保全を図る。	風致地区 169,012.943ha(H15.3)
(8)市民緑地 土地所有者と地方公共団体等の間で契約を締結し、民有緑地の市民への公開を行う。	市民緑地の契約締結状況 66ha(H15.3)
(9)生産緑地地区 良好な都市環境を確保するため、都市内に残存する農地の計画的な保全を図る。	生産緑地地区の決定面積 15,019.3189ha(H15.3)
(10)その他、屋敷林、雑木林等の保全について	保存樹指定本数 70,334本 (H15.3) 保存樹林指定件数 8,817件 (H15.3)

保存樹、保存樹林の指定や、緑地協定の活用等により、適切に緑の保全を進める。		緑地協定締結件数 499件（H15.3）	
(11)民有地における緑の創出 六か施設整備計画認定制度などを活用し、屋上・壁面を含む民間建築敷地の緑化を推進する。		緑化施設整備計画認定制度における認定緑化施設 8箇所（H15.3）	
「緑の回廊構想」の推進 都市における緑の連続性を確保することにより生物多様性の向上に資する「緑の回廊構想」を推進。		緑の回廊の形成の効果の検証等を実施 都市公園事業、緑地保全事業等を一体的に実施することが可能な緑地環境整備総合支援事業を創設。	
6．予算・税制等項目	当初予算（百万円）		7．今後の課題
	H15年度	H16年度	生物多様性の保全、緑豊かな良好な都市環境の形成を図るため、各種施策の総合的な展開をより一層推進することが必要。
(1)都市公園事業（国費）	142,839	135,924	
(2)道路緑化（事業費）	34,300	34,800	
(4)(5)(6)古都及び緑地保全事業(国費)	6,419	6,789	
緑地環境整備総合支援事業（国費）	4,000	5,000	

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課
国土交通省道路局地方道環境課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章3節5 緑地の保全・創出に係る普及啓発等		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2		
3. 本施策を展開する必要性とその目的			
都市緑化意識の高揚、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進するための普及啓発、都市の緑における環境学習・環境教育の推進、民間活動との協働による緑の創出の取組を図り、都市地域における生物の生息・生育環境の保全・創出を推進する。			
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況	
(1)普及啓発 みどりの週間や都市緑化月間において、全国「みどりの愛護」のつどい、全国都市緑化フェア等の開催や緑化に係る功労者表彰等を実施。		平成15年度実施状況 第14回全国「みどりの愛護」のつどい 平成15年4月26日(土)国営明石海峡公園(兵庫県) 第20回「全国都市緑化おおいたフェア」 平成15年4月28日～6月29日(大分県大分市)	
(2)環境教育 都市公園等において、地域での市民の環境活動や指導者の育成、各種環境学習プログラムの実施などの都市の緑における環境学習・環境教育を推進。		国営公園において、生態系の仕組みなどの知識、環境問題の構造や、管理や保全などの人間の役割についての知識を参加体験によって身に付けることのできる環境教育プログラム「プロジェクト・ワイルド」等を実施。	
(3)民間活動との協働による緑の創出の取組 緑化活動に取り組む地域の団体に対して、緑の創出に必要な苗木や機材等に係る助成等を行う民間における事業等を積極的に支援。		都市緑化基金等の緑化推進事業を行う公益法人による緑化支援活動に関する環境整備、同公益法人や各自治体や企業の実施している緑化推進に関する取組みについての事例の紹介等を実施。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7. 今後の課題
	H15年度	H16年度	緑豊かで美しい都市環境の形成を行うには、民間活動による緑地の保全、緑化の推進等の取組みが不可欠であり、今後もより一層の普及啓発活動を実施していくことが必要。

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課

1．第4部における事項番号と施策名		1章3節6 下水道事業における生物多様性の保全への取組			
2．第3部第2章の各テーマとの関係		4			
3．本施策を展開する必要性とその目的					
健全な水循環系を構築する上で下水道の担う役割は大きく、公共用水域の水質保全、ひいては、生態系の保全に大きく貢献しています。しかしながら、依然として水質環境基準の達成率が低い閉鎖性水域等が存在しており、それらにおける水質を改善するためには、下水道の普及とともに、通常の二次処理のみでなく、高度処理、合流式下水道の改善等が求められる。					
4．施策の概要		5．施策の進捗状況			
下水道普及率の向上 事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。		平成14年度において、下水道普及率が64%から65%へ向上。			
高度処理人口普及率の向上 事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。		平成14年度において、下水道の高度処理普及率が10%から11%へ向上。			
合流式下水道改善率の向上 事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。		平成14年度において、合流式下水道改善率が11%から15%へ向上。			
6．予算・税制等項目		当初予算（百万円）		7．今後の課題	
		H15年度		H16年度	
下水道事業		925,024の内数		874,880の内数	
				各種普及率は依然として低く、引き続き促進を図ることが必要。	

国土交通省都市・地域整備局下水道企画課

(4) 河川・砂防・海岸

平成14年度から環境を主目的に事業を実施する自然再生事業を新たに創設し、釧路湿原の保全や荒川の旧河道の復元などに取り組んでいます。平成15年度からは、河川環境整備事業調査費を新たに創設し、自然再生事業を適切に実施するための生物・物理環境等を把握する自然再生基礎調査等を行っています。

また、砂浜を中心とする海浜部の生物の生息・生育状況の実態を把握し、併せて生物の生息・生育基盤環境に関する情報を取得するための「海辺の生物国勢調査」を平成15年度より実施しています。

【数値から見る具体的施策の展開】

河川の湿地・湿原等の再生を行う自然再生事業を実施している箇所が順調に増えています。

【全国の河川の湿地・湿原等の再生を行う自然再生事業を実施した個所数】

0箇所（H14.3）→ 25箇所（H16.3）

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
河川における人工的な水際率	H14.3	36%	H16.3	○ %	○ %
全国の河川の湿地・湿原等の再生を行う自然再生事業を実施した個所数	H14.3	0箇所	H16.3	25箇所	25箇所
湿地の再生面積	H14.1	0ha	H16.3	○ ha	○ ha
発電ガイドラインによる清流回復延長	H14.3	約3,500km	H16.3	約4,200km	700km
全国の直轄管理の一級河川の環境基準（BOD及びCOD）の満足率	H14	85%	H15	88%	3%
「子どもの水辺」登録箇所数	H14.3	45箇所	H16.3	161箇所	116箇所
「水辺の楽校プロジェクト」の登録地数	H14.1	213箇所	H16.3	232箇所	7箇所
都市山麓グリーンベルト整備事業箇所	H14.3	15箇所	H16.3	15箇所	0箇所
砂防環境整備事業完成箇所	H14.3	81箇所	H16.3	82箇所	1箇所

は現在集計中

1．第4部における事項番号と施策名	1章4節1(4) 河川・砂防(生物の生息・生育空間の保全・復元による生物多様性の確保)	
2．第3部第2章の各テーマとの関係	4	
3．本施策を展開する必要性とその目的	河川行政においては、自然災害から生命・財産を守るという要請に緊急的・効率的に応えるため限られた空間で洪水を処理してきたこともあり、事業の進め方において、生物の生息環境等への配慮が足りなかったことは否めないが、平成9年の河川法改正により「河川環境の整備と保全」が目的に加わったことも踏まえ、生物の多様な生息・生育環境の確保を図ることが重要となっている。	
4．施策の概要	5．施策の進捗状況	
ア．多自然型の川づくり 河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮した河川整備の実施。	全国の河川において、自然環境に配慮した多自然型川づくりを推進しており、平成15年度に河川における人工的な水際率を前年より約○%改善。(集計中)	
イ．魚がのぼりやすい川づくり 堰・砂防えん堤等の河川を横断する施設の改良、魚道の設置・改善等の実施。	「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」として全国19のモデル河川を指定し、事業を推進。	
ウ．ダム整備等に当たっての環境配慮 事前に環境調査等を行い、計画段階から自然環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるよう配慮。	現在事業中のすべてのダムにおいて、自然環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるよう適切な措置を実施。	
6．予算・税制等項目	7．今後の課題	
	当初予算(百万円)	
	H15年度	H16年度
河川事業費の内数	937,905	869,642
ダム事業費の内数	409,692	391,716
砂防事業費の内数	264,692	252,271

国土交通省河川局河川環境課

1．第4部における事項番号と施策名	1章4節1(5) 河川・砂防(自然再生の推進)	
2．第3部第2章の各テーマとの関係	3, 4	
3．本施策を展開する必要性とその目的	自然再生推進法が成立するなど、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図ることが求められており、過去の開発等により失われた河川における良好な自然環境を積極的に再生することが求められている。	
4．施策の概要	5．施策の進捗状況	
自然再生事業 過去の開発等で失われた良好な自然環境である自然河川等の再生を図る。	釧路湿原等の湿地の再生、荒川(東京都)等の河口干潟の復元、標津川(北海道)等の蛇行河川の復元等の実施。また、東京湾河口干潟保全検討会を設置。	
6．予算・税制等項目	7．今後の課題	
	当初予算(百万円)	
	H15年度	H16年度
河川事業費の内数	937,905	869,642

国土交通省河川局河川環境課

1．第4部における事項番号と施策名	1章4節1(6) 河川・砂防(水量・水質が確保された清流の復活による生物多様性の確保)	
2．第3部第2章の各テーマとの関係	3, 4, 7	
3．本施策を展開する必要性とその目的	河川の水環境として、水量・水質が適正に確保されていることが、生物の生息・生育環境にとっても重要である。また、洪水による攪乱や、流量変動など河川そのものが持つダイナミズムとその環境下で形成される自然環境に特徴があり、河川環境を考える上では、どのような流量変動があるかということも重要である。また、水質の汚濁に係る環境基準は人にとっての良好な環境の保全が中心であったが、水生生物の保全の観点から、水質環境基準を追加設定する。	
4．施策の概要	5．施策の進捗状況	
ア．ダム弾力的管理試験 平時に一定量貯留した容量を活用し、下流河川の清流回復や流況改善を実施。	平成15年度は、全国24ダムで試験に取り組んでおり、ダムからのフラッシュ放流により河床土砂の付着藻類が剥離更新するなど効果が確認されている。	
イ．水路四季水力発電に伴う減水区間の解消による清流回復 水路式水力発電所において生じた減水区間に水を取り戻す取組を実施。	一級河川の全発電所(1,552箇所)の減水区間(約1,300箇所、約9,500km)の内、現在までに約6割の区間の改善がなされている。	
ウ．水質浄化対策 浄化用水導入や浚渫、直接浄化施設の整備、流水保全水路の整備等を実施。	千葉県手賀沼において浄化用水の導入により水質が大きく改善されるなど、汚濁の著しい河川の水質改善がなされている。	
エ．ダム貯水池における水質保全対策 貯水池内の水質改善対策や選択取水設備の導入等による水質保全の実施。	釜房ダムや芦田川河口堰等で事業を実施し、水質の改善に取り組んでいる。	
オ．水環境改善緊急行動計画 地元市町村と河川管理者等が一体となって、水質汚濁が著しい河川等の水環境改善事業を総合的、緊急的かつ重点的に実施。	平成15年度に計画対象河川は34箇所となり、綾瀬川、大和川等では行動計画を策定、取組の推進が図られている。	
カ．水生生物の保全に配慮した水質目標の設定 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定。	平成15年度に全亜鉛を環境基準に設定。	
6．予算・税制等項目	7．今後の課題	
	当初予算(百万円)	
	H15年度	H16年度
河川事業費の内数	937,905	869,642
ダム事業費の内数	409,692	391,716
水生生物保全のための水質目標の検討	68	108
	事業の進捗は確実に図られているものの、未だに水質・水量の改善が図られていない河川等もあるため、さらなる取組の強化が必要。環境基準の運用や環境管理施策の検討。優先検討物質81物質の内未検討物質55物質について検討。	

国土交通省河川局河川環境課
環境省環境管理局水環境部企画課

1．第4部における事項番号と施策名		1章4節1(7) 河川・砂防(溪流や斜面等における生物多様性の確保)	
2．第3部第2章の各テーマとの関係		1, 4	
3．本施策を展開する必要性とその目的			
砂防事業は、わが国の急峻な地形や世界有数の降雨量及び山地等への都市化の進展などの条件により引き起こされる土砂災害から人命・財産を保全するとともに、荒廃地において緑の復縁を図る事業であり、源流部における荒廃地から都市地域の住宅裏の斜面に至るまで全国各地で行い、山地や溪流等において自然環境・生物多様性を保全しながら、土砂災害から住民の生命・財産を守る。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
ア．荒廃地等における緑の創出・保全 市街地に隣接する山麓斜面に一連の樹林帯(グリーンベルト)の形成を推進。		都市山麓グリーンベルト整備事業を15都市域で実施中。	
イ．水と緑豊かな溪流空間の創出 周辺の地域環境にふさわしい良好な溪流環境を再生。		良好な緑地と水辺の空間を確保し、生活環境及び親水性の向上や生態系の回復等を図るため、平成16年度は砂防環境整備事業を5流域で継続中。	
ウ．流域一貫となった総合的な土砂管理 適正な土砂の流下を確保。		土砂管理上の問題が顕在化している流域において荒廃地における山腹工等、透過型砂防えん堤を施工中。 また、流砂系一貫した土砂の量と質に関するモニタリング調査を安倍川水系等において、継続中。	
6．予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7．今後の課題
	H15年度	H16年度	
砂防関係事業費の内数	383,218	364,092	砂防指定地の指定等のソフト対策と併せた効率的な事業の実施を図ることが必要。 住民の憩いの場を提供し、快適な生活環境を創造するため、地域住民の意見が十分反映できるよう工夫が必要。 山腹工や透過型砂防えん堤の整備による量的な効果を把握し、検討することで、効率的な事業の実施を図ることが必要。

国土交通省河川局砂防部砂防計画課

1．第4部における事項番号と施策名	1章4節1(8) 河川・砂防(河川環境に関する調査研究)		
2．第3部第2章の各テーマとの関係	3, 4, 6, 7		
3．本施策を展開する必要性とその目的			
河川環境に関する基礎的なデータの収集や調査研究を通じ、河川における良好な生物の生育空間の保全・復元を図る。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
ア．河川水辺の国勢調査 河川やダム湖の生物の生息・生育状況等を定期的・継続的に調査する。		魚類、底生生物、鳥類、陸上昆虫、両生類・は虫類・ほ乳類の調査結果を公表するとともに、引き続き調査を実施する予定。	
イ．河川生態学術研究 河川環境に関する学際的な研究を総合的に実施。		フィールドとして多摩川、千曲川、木津川、北川の4河川を設定し、現地調査をベースとした共同研究が進められている。	
ウ．自然共生センター 河川・湖沼の自然環境の保全・復元のための基礎的・応用的研究を実施。		現在までに、河川改修においては瀬、淵構造を考慮することが重要であることなどを確認しており、様々な河川の復元工法による効果を検証している。	
エ．水生生物調査 川にすむ水生生物からその川の「きれいさ」等の程度を調査。		平成15年度の水生生物調査の参加者は約86,000人であった。	
6．予算・税制等項目		7．今後の課題	
	当初予算(百万円)		これらの調査結果を今後、河川における良好な生物の生育空間の保全・復元に資する復元工法等に反映させることが必要。
	H15年度	H16年度	
河川事業費の内数	937,905	869,642	
ダム事業費の内数	409,692	391,716	
簡易水質診断手法推進	2	2	

国土交通省河川局河川環境課
環境省環境管理局水環境部企画課

1．第4部における事項番号と施策名		1章4節1(9) 河川・砂防(外来種対策による生物多様性の確保)	
2．第3部第2章の各テーマとの関係		5	
3．本施策を展開する必要性とその目的			
河川における多様な環境は、多様な生物に生息・生育環境を提供しているが、外来種の進入は在来種に影響を与えたり、交雑によって在来種の純系を失わせたり、河川特有の生態系を損なうなど、河川の生態系の質を低下させる可能性があるため、これらに対する対策が必要。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
外来種対策の実施		市町村、地域住民等が共同で、繁殖が激しいアレチウリ	
河川管理における外来種対策のガイドラインの作成等継続的な対策の実施。		の駆除を行うなどの取組が継続的に実施されている。	
6．予算・税制等項目		7．今後の課題	
	当初予算(百万円)		
	H15年度	H16年度	
河川事業費の内数	937,905	869,642	繁殖力の強い外来種については、外来種の侵入を未然に防止することが重要であるほか、数年間の継続的な対策の実施が重要。
ダム事業費の内数	409,692	391,716	

国土交通省河川局河川環境課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章4節1(10) 河川・砂防(市民との協働による生物多様性の確保)	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	3, 4	
3. 本施策を展開する必要性とその目的	河川は「地域共有の公共財産」であることから、河川整備計画の策定における住民意見の反映のみでなく、日頃から地域住民が積極的に川との関わり合いを持つことが重要。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
河川における環境保全活動、川を活かしたまちづくり活動等様々な分野における民団体等との連携・支援	茨城県の霞ヶ浦、北浦におけるアサザ(絶滅危惧種)の再生、荒川下流部における湿地復元等、各地で市民と連携した環境保全活動が行われている。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題
	H15年度	H16年度
河川事業費の内数	937,905	869,642
ダム事業費の内数	409,692	391,716
		市民等が主体となった取組が積極的にされるよう環境の整備を図るとともに、市民団体等の活動に関する社会的機運について地域により偏りが生じているため、全国各地域において市民団体等の活動の活性化を図る取組を行うことが必要。

国土交通省河川局河川環境課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章4節1(11) 河川・砂防(河川を活用した環境教育や自然体験活動を通じた生物多様性の保全への貢献)	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	7	
3. 本施策を展開する必要性とその目的	河川は、身近に存在する独特の自然環境を有した生命の息づく場であり、我々が自然を学び、人間と自然との共生のための行動への意欲を育み、環境問題を解決する能力を育むためには、川での実践を伴った経験が必要であり、市民団体と連携した自然体験活動を促進していく必要がある。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
ア. 「子どもの水辺」再発見プロジェクト	平成15年度末現在、「子どもの水辺」登録箇所161箇所、水辺の楽校プロジェクト登録箇所232箇所となっており、施策が活発化している。	
河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって、子どもが水辺を親しめる場の提供や資機材の支援を行う。		
イ. 市民団体による自然体験活動の推進	指導者育成に関する活動を中心に行っている「川に学ぶ体験活動協議会」の構成団体数は110団体を超え、子どもたちだけでなく広い世代を対象に、川へ誘う活動を推進している。	
全国の市民団体が中心となった「川に学ぶ体験活動協議会」が設立され、指導者育成、自然体験活動等を推進。		
ウ. 河川を利用した環境教育プログラムの開発。	河川の特長や海外の先進的な環境学習システム、プログラム(米国のプロジェクトWET)を踏まえた環境学習プログラムの開発を推進している。	
河川の特長を踏まえた環境学習プログラムの開発を推進する。		
エ. 川を安全に利用するための取組	インターネット等による情報提供や川の安全利用に関するガイドブックの作成等、様々な取組を推進している。	
河川における水難事故防止のため携帯端末等による雨量・河川水位等のリアルタイム情報の提供、啓発等を実施。		
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題
	H15年度	H16年度
河川事業費の内数	937,905	869,642
ダム事業費の内数	409,692	391,716
砂防事業費の内数	264,692	252,271
		河川での活動は全国的に見ると偏りがあり、良好な河川環境、情報の有無等に地域差が生じている。これらの課題を克服することにより、河川を活かした環境学習、自然体験活動の推進が図られる。

国土交通省河川局河川環境課

1．第4部における事項番号と施策名	1章4節2(3) 海岸（海岸事業における現在の取組及び今後の方向）	
2．第3部第2章の各テーマとの関係	4	
3．本施策を展開する必要性とその目的	海岸は、その背後に多くの人口・資産が集中している空間であるとともに、海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間である。また一方で、津波、高潮、侵食等の自然災害から背後を防護する役割を担っている。このような海岸において、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりを図る。	
4．施策の概要	5．施策の進捗状況	
ア．砂浜の保全・回復、渚の創生	平成15年度までに「渚の創生」事業の実施地区として18箇所を選定。	
イ．海岸環境の保全・整備	平成15年度までにエコ・コースト事業の実施地区として48箇所を選定。	
ウ．面的防護方式	「面的防護方式」への転換を一層推進している。	
エ．利用への配慮等	平成15年度までに自然豊かな海と森の整備対策事業（白砂青松の創出）の実施地区として25箇所、海と緑の健康地域づくり（健康海岸事業）の実施地区として17箇所、いきいき・海の子・浜づくりの実施地区として31箇所を選定。	
オ．ゴミの対策及び住民等の参加	地域住民、有識者等の参画により、生態系に配慮した海岸づくりを推進する観点から既設海岸保全施設の改良が実施されるよう、エコ・コースト事業の拡充を平成15年度に行った。	
カ．調査研究の推進	安全かつ自然と共生する質の高い海岸の実現に資する調査研究等を実施している。	
6．予算・税制等項目	当初予算（百万円）	
	H15年度	H16年度
海岸事業費の内数	83,697	78,515
	7．今後の課題	
	今後も引き続き、生物多様性に対して適正な海岸整備を実施することが必要。	

農林水産省農村振興局整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
国土交通省河川局砂防部保全課海岸室
国土交通省港湾局海岸・防災課

(5) 港湾・海洋

海水が汚染されヘドロ等の堆積している閉鎖性海域等において、水質・底質の改善や多様な生物の生息・生育環境の創出のため、航路や泊地の浚渫事業等で発生する良質な土砂を有効利用して行う覆砂・干潟等の創出や有害なヘドロ等の汚泥浚渫や循環ポンプ等による水質改善等、海域環境創造・自然再生事業の推進に取り組んでいます。

【数値から見る具体的施策の展開】

取組の結果、実施箇所数が増加し、また干潟・藻場等を再生した面積も約2割増えました。

【港湾うち干潟・藻場等を再生した面積】

1,070ha(H14.3) → 1,280ha(H16.3)

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
全国の港湾の内干潟・藻場等を再生した面積	H14.3	1,070ha	H16.3	1,280ha	210ha
全国の港湾の内海域環境創造・自然再生事業等を実施した箇所数 (整備済みの箇所数)	H14.3	51箇所28港3湾 (24箇所)	H16.3	52箇所28港3湾 (24箇所)	1箇所 (0箇所)

1. 第4部における事項番号と施策名	1章5節1(1) 港湾(港湾整備事業の取り組みと方向性)	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	3, 4	
3. 本施策を展開する必要性とその目的	地球規模での良好な環境の保全や持続可能な発展、恵み豊かな環境の次世代への継承の要請が高まってきたこと、また、便利で豊かな生活が実現した一方で多様な生物が生息できる良好な自然環境が失われた状況を認識し、平成6年度に新政策「新たな港湾環境政策 - 環境と共生する港湾(エコポート)をめざして - 」を策定し、今後の港湾環境整備の目標としている。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
ア. 環境と共生する港湾(エコポート)の形成の推進 将来世代への豊かな港湾環境の継承、自然環境との共生、アメニティーの創出を基本理念に各施策を推進。	横浜港において、「水辺を活かしたアメニティー空間の創出」をテーマに浚渫・覆砂等による水質浄化や親水緑地の整備、また三河湾や堺泉北港等において、浚渫土砂等を有効活用した干潟や大規模緑地等の整備を実施している。	
イ. 港湾法等の改正 エコポートの形成に向けた取り組みとして、平成12年3月に港湾審議会答申を踏まえ、港湾法の目的に「環境の保全に配慮しつつ」港湾の秩序ある整備と適正な運営を図ることを明記するなど、取り組み姿勢の明確化を図った。	港湾の開発利用等の計画の策定に際して、港湾及びその周辺の水質環境等と与える影響について、事前に評価するとともに、実施後も長期的な観点に立って環境への回避・低減を進め、環境の保全のための適切な措置や必要なモニタリングを実施している。具体的には、三河港や尾道系崎港等において、整備後のモニタリングを実施している。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題
	H15年度 H16年度	沿岸域全体の環境保全について、多様な関係者と連携しながら、総合的により一層の環境保全が必要。
港湾整備事業費の内数	503,056 474,547	

国土交通省港湾局環境・技術課環境整備計画室

1．第4部における事項番号と施策名	1章5節1(2) 生物多様性を高める具体的施策		
2．第3部第2章の各テーマとの関係	3，4		
3．本施策を展開する必要性とその目的			
沿岸部に産業が集中し沿岸域に環境負荷が集中する国土構造の中で、多様な生物の生息・生育環境である沿岸域の干潟・藻場等が消失してきた。このような中で、良好な自然環境を維持し、失われた自然環境についてはその回復に努め、さらに新たな環境の創造を進めていく必要があり、干潟・藻場の保全・再生など良好な環境の保全に積極的に取り組んでいくことが重要である。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
ア．汚泥浚渫、覆砂事業等による水質等海域環境の改善		回復可能な4,000haの干潟の内、28港3湾における52箇所(内24箇所が整備済み)において1,280haを再生。	
イ．干潟、浅場、藻場及び臨海部の大規模緑地の保全・再生・創出		大規模緑地として尼崎西宮芦屋港(約10ha)、北九州港(約60ha)を整備中。また、東京港(約88ha)の事業化を計画。	
ウ．研究の推進		実際の干潟の観察現地観測や世界最大規模の干潟実験施設での調査・研究を推進。	
エ．地域やNPOとの連携		地域住民、NPO、専門家等多様な主体との連携を図りながら、協働によるきめ細やかな取組を推進。	
オ．専門家や地域の住民、NPOなど多様な主体の参画を得る。			
6．予算・税制等項目		当初予算(百万円)	7．今後の課題
		H15年度	H16年度
港湾整備事業費の内数	503,056	474,547	科学的・技術的な知見を蓄積しながらそれを事業に反映させていくことが必要。

国土交通省港湾局環境・技術課環境整備計画室

1．第4部における事項番号と施策名	1章5節2(1) 海域の特性を踏まえた環境保全の推進	
2．第3部第2章の各テーマとの関係	5	
3．本施策を展開する必要性とその目的		
海生生物、海洋生態系や干潟藻場等の多様な場の保全については、海域や地域によって分布する生物が異なることから、沿岸域、沖合域、広域というそれぞれの特性に応じた保全を行う必要がある。		
4．施策の概要	5．施策の進捗状況	
ア．沿岸域の海洋環境保全 「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」に基づき、有明海及び八代海の海域の環境保全及び改善等の施策を推進する。 東京湾については、「東京湾再生のための行動計画」に基づき、大阪湾については「大阪湾再生行動計画」に基づき、それぞれ関係省庁及び関係都府県市が連携して、陸域負荷削減対策、海域環境改善対策、モニタリング等、総合的な水質改善施策を実施する。	「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が平成14年11月に成立、公布・施行され、平成15年2月には「有明海及び八代海の再生に関する基本方針」が定められた。また、有明海及び八代海の再生に係る評価等を行う「有明海・八代海総合調査評価委員会」が設置されこれこれまでに計10回開催。 東京湾及び大阪湾において、常時監視及び広域総合水質調査により水質モニタリングを実施。	
バラスト水条約基礎調査 港湾における海洋生物の実態調査やバラスト水に起因する環境影響の調査を行う。	平成16年度より実施予定。	
6．予算・税制等項目	当初予算(百万円)	
	H15年度	H16年度
有明海・八代海水環境調査	92	92
浅海域環境定量評価手法検討調査	19	19
貧酸素水塊発生機構解明調査		30
有明海・八代海再生方策検討調査		70
バラスト水条約対応基礎調査		15
		7．今後の課題
		有明海及び八代海では、水質の富栄養化、底質の泥化や有機物の堆積等海域の環境が悪化し、赤潮の増加や貧酸素水塊の発生等が見られる中で、二枚貝をはじめとする漁業資源の悪化が進み、海面漁業生産は減少を続けている。これらの状況にかんがみ、環境保全及び改善等を総合的かつ計画的に推進することが必要。 東京湾及び大阪湾の再生については、関係省庁及び関係都府県市の連携を強化するとともに、行動計画の進捗状況を的確に把握し、その着実な実現に努めることが必要。 バラスト水管理条約の締結に向けた準備をすることが必要。

環境省地球環境局環境保全対策課
環境省環境管理局水環境部水環境管理課閉鎖性海域対策室

(6) 漁業

漁場環境の保全を強力に推進し、海洋環境の維持・回復に大きく寄与しました。具体的には平成15年より都道府県レベルで水産資源の生息場となる水域の適正な保全と持続的な利用を図るための漁場環境保全方針の策定のための調査を開始し、既に3県において計画策定中です。特にユニークな事業として、沿岸漁場の保全には山林等の整備が重要との認識の下、「漁民の森づくり」事業を強力に推進し、平成15年度には1万3千人の参加により、約6万本の植樹活動を実施しました。

【数値から見る具体的施策の展開】

保護増殖事業においては、ミヤコタナゴ、イタセンパラ、アユモドキの3種について保全方法及び増殖技術が開発され、着実な成果を挙げているところですが、新たにゼニタナゴを追加しています。

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
水産生物の内希少種として採捕、所持、販売の制限・禁止を行った種数	H14.3	6種	H16.3	6種	0
保護水面の設定数	H14.3	120箇所	H16.3	120箇所	0
保護増殖事業を実施している希少種の数	H14.3	3種	H16.3	4種	1種

1. 第4部における事項番号と施策名	1章6節2 国際的な海洋生物資源の保全及び持続可能な利用 (1)海洋生物資源の保全 (2)海洋生物資源の持続可能な利用の推進 (3)鯨類資源への対応		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5, 6, 7		
3. 本施策を展開する必要性とその目的	海洋生物資源は再生可能な資源であり、科学的根拠に基づき、適切な保全と持続的利用を図ることが重要。大部分の海域で漁業関係国際機関等により、科学的根拠に基づいた資源管理措置が実施。今後とも適切な国際機関等の場を通じ、諸外国に対しこのような基本的考え方の理解を求め、海洋生物資源の適切な保全と持続的利用が図られるよう努める。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
(1)イ. 漁獲非対象生物の偶発的捕獲等の対策	「はえ縄漁業によって偶発的に捕獲される海鳥の削減に関する国際行動計画」に基づく国内行動計画を策定・実施。		
(2)イ. 国際的な海洋生物資源に関する資源調査等の科学研究の推進	・カツオ・マグロ類、サケ・マス類等についての資源調査研究を推進。		
ウ. 市場国としての役割・責任 国際的な合意に基づき、適切な資源管理を図るための市場関連措置を導入。	・メバチ・メカジキ統計証明制度を実施（平成14年度）。 ・ボリビアからの大西洋メバチの輸入を禁止（平成15年度）。 ・シエラ・レオネからの大西洋メバチ・クロマグロ・メカジキの輸入を禁止（平成15年度）。 ・マグロ類についてポジティブリスト対策を実施（平成15年度）。		
エ. 規制遵守のための監視及び取締活動	平成15年度は、公海及び外国周辺水域において取締船4隻により、788隻日の指導監督及び取締活動を実施。		
カ. 海洋生物資源の潜在能力の開発	新漁場の開発や漁獲物の付加価値向上、新たな漁業生産システムの構築を目指す事業等を実施。		
(3)鯨類資源への対応 科学的調査・研究に基づく鯨類資源の保存と持続的利用を国際的に確立させる。	毎年、捕獲調査と目視調査を南極海（これまで17回）、北西太平洋（これまで10回）で行い、鯨類資源の把握、海洋生態系の解明に貢献。		
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7. 今後の課題
	H15年度	H16年度	実施状況を定期的にレビューし、混獲の削減に努めるとともに、まぐろはえ縄漁業における混獲問題等、多様化する国際資源調査に対するニーズに添えていくことが必要。 また、持続的利用の原則を国際的に確立させ、商業捕鯨の早期再開を図る。
(2)ア. サメ・海鳥の保全管理プログラム作成等調査費	13,873	11,104	
イ. 国際資源調査等推進対策事業	1,258	1,269	
エ. 公海及び外国周辺水域の指導監督及び取締費	1,073	1,118	
オ. 海洋水産資源開発費補助金	1,677		
海洋水産資源開発勘定運営費交付金	1,577	3,077	
カ. 鯨類資源への対応	1,011	997	

農林水産省水産庁管理課、遠洋課、国際課、漁場資源課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章6節3 国内の海洋生物資源等の保全及び持続的利用	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5, 6, 7	
3. 本施策を展開する必要性とその目的		
科学的根拠に基づく漁獲能力、漁獲量、漁獲努力量の管理により、再生可能な資源である海洋生物資源の適切な保全と持続的利用を図る。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
(2)資源回復計画等の推進	・8計画(14魚種)を実施中。 ・10魚種で具体的な計画の策定に着手。	
(3)資源管理のための各種規制、再編整備の推進	平成14年に、農林水産大臣の許可を要する漁業の種類を見直すとともに、従来の許可隻数を約2割削減。	
(4)規制遵守のための監視及び取締活動	・平成15年度は、わが国周辺水域において取締船35隻により7,882日間、取締航空機4機により1,368時間の取締活動を実施。 ・沿岸域における密漁防止に関しては、2地区で関係機関との合同取締模擬訓練を実施。	
(5)生物多様性に配慮したつくり育てる漁業の推進	生態系、遺伝子の多様性等に配慮し、重要な海産魚介類84種について種苗生産(H14.3)。	
ア.栽培漁業の推進	多様性の保全等のためのふ化放流を5河川で実施。資源の動態把握、野生種との共存や河川生態系に配慮した増殖のための調査研究を実施。	
イ.さけ・ます増殖事業の推進		
ウ.養殖漁業の推進	漁場改善計画のカバー率36.0%(H16.1)。	
エ.内水面漁業・養殖業の推進	生態系、遺伝子の多様性等に配慮した増殖方法等の調査研究を実施。	
オ.漁場の造成と改良による生産力の向上	底質の改善、藻場・干潟の造成により水産資源の生息場の環境の修復を図るため、平成14年度53地区、平成15年度62地区で実施。	
(6)希少水生生物の保護・管理の推進	生息状況等の生態調査を行うとともに、保全・増殖手法の検討を実施。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題
	H15年度	H16年度
(2)資源管理体制・機能強化総合対策事業	178	178
資源回復等推進支援事業		1,996
(4)わが国200海里内の指導監督及び取締費	8,439	8,623
漁場秩序管理モデル化推進事業	9	8
(5)ア.水産資源増殖ブランド・ニッポン推進対策事業(サケ・マス・ブランド推進型を除く)(前年度は栽培資源ブランド・ニッポン推進事業:660)		603
イ.さけ・ます増殖事業の推進	215	224
ウ.漁場改善計画の推進等	360	289
エ.健全な内水面生態系復元等推進事業費	318	333
オ.漁場環境保全創造事業	3,208	3,121
(6)野生水産生物多様性保全対策事業	12,541	10,000
		資源回復計画を着実に推進するとともに、広域・組織化した密漁に対する抑止体制を確立することが必要。 また、生態系等に配慮した培養殖を引き続き推進することが必要。

農林水産省水産庁管理課、沿岸沖合課、栽培養殖課、漁場資源課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章6節4 海洋環境等の保全	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	3, 4, 5, 6, 7	
3. 本施策を展開する必要性とその目的		
近年、社会経済活動の活発化に伴い、沿岸域の環境汚染が進行していることから、こうした状況に対して、海洋環境を保全し、良好な漁場を維持するために、漁場環境の保全・修復、環境に配慮した漁港漁村の整備を推進。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
(1)漁場環境の保全 ア. 漁場環境保全方針の策定	広域的な水域において、漁場環境保全方針策定の具体化の検討及び各都道府県における漁場環境保全方針 策定の推進	
イ. 廃棄物処理技術の開発・処理体制づくり	漁業用発泡スチロール・フロート等の漁 業系廃棄物について、リサイクルシステム開発のための調査・開発試験を実施。	
ウ. 漁民の森づくり	全国各地の山林等において、漁業者やボランティア等約13,000人の参加により、約60,000本の植樹活動を実施。	
(2)漁場環境修復の推進 ア. 底質改善、藻場・干潟の造成	底質の改善、藻場・干潟の造成により水産資源の生息場の環境の修復を図るため、平成14年度53地区、平成15年度62地区で実施。	
イ. 漁業集落排水施設、浄化施設の整備	漁業集落排水施設による汚水処理人口比率27%（平成14年度末）。	
(3)環境に配慮した漁港漁村の整備 ア. 自然環境に調和した漁港づくり	自然環境に調和した漁港づくりを推進するため、平成14年度9地区、平成15年度19地区で実施。	
イ. 漁港周辺水域の水質保全対策	汚泥やヘドロの除去等を行うことにより 漁港周辺水域の水質保全対策を図るため、平成14年度5地区、平成15年度6地区で実施。	
ウ. 自然条件・景観に配慮した漁村の整備	自然環境や景観等に配慮した漁村の整備を10地区で実施。	
エ. 都市と漁村間の交流促進	都市と漁村の共生・対流を進めるための施設整備を13都道府県の地域で実施。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	
	H15年度	H16年度
(1)漁場環境保全方針策定推進事業 川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり（事業費の内数）	55	706
(2)ア. 漁場環境保全創造事業	3,208	3,121
イ. 漁業集落環境整備事業	13,497	12,593
	の内数	の内数
漁村づくり総合整備事業	2,580	2,064
	の内数	の内数
(3)ア. 地域水産物供給基盤整備事業	62,788	59,511
	の内数	の内数
広域漁港整備事業	54,276	53,086
	の内数	の内数
イ. 漁港水域環境保全対策事業	259	295
ウ. 水産基盤整備事業	187,578	177,026
	の内数	の内数
エ. 新漁村コミュニティ基盤整備事業	1,600	2,052

農林水産省水産庁計画課、防災漁村課、漁場資源課

(7) 自然環境保全地域・自然公園

自然公園法が改正され、生物多様性の確保の視点が盛り込まれたことが特筆できます。その内容は、特別地域において環境大臣の指定した動物の捕獲規制を可能にしたこと、人間の利用をコントロールするため、立入り規制地区や利用調整地区などの制度を設けたことなどが挙げられます。また、NPO等の民間団体による風景地の保護を促進するために風景地保護協定の制度が設けられました。この他、新国家戦略を受けて、自然公園等事業により、失われた自然環境を取り戻す自然再生事業に着手しています。

【数値から見る具体的施策の展開】

利尻礼文サロベツ国立公園等、国立公園特別保護地区の面積が、3,546ha増加しました。

都道府県における自然環境保全地域の指定箇所が6箇所増加しました。都道府県レベルの取組も進みつつあります。

【都道府県自然環境保全地域の指定箇所及び面積】

528地域73,864ha(H14.3)→534地域76,333ha(H16.3)

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
原生自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3	5地域 (5,631ha)	H16.3	5地域 (5,631ha)	0
自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H13.3	10地域 (21,593ha)	H15.3	10地域 (21,593ha)	0
都道府県自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3	528地域 (73,864ha)	H16.3	534地域 (76,333ha)	6地域 (2,469ha)
国立公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	28公園 (2,056,556ha,5.4%)	H16.3	28公園 (2,061,040ha,5.5%)	0 (4,484ha,0.1%)
国立公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	55公園 (1,343,255ha,3.6%)	H16.3	55公園 (1,343,882ha,3.6%)	0 (627ha,0%)
都道府県立自然公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	308公園 (1,961,928ha,5.2%)	H16.3	308公園 (1,962,220ha,5.2%)	0 (292ha,0%)
都道府県立自然公園を指定している都道府県数	H14.3	46	H16.3	46	0
国立公園の指定面積の内、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3	58.2% (1,196,075ha)	H16.3	58.1% (1,196,833ha)	▲0.1% (758ha)
国立公園の指定面積の内、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3	88.1% (1,183,553ha)	H16.3	88.1% (1,184,159ha)	0% (606ha)
国立公園の指定面積の内、特別保護地区に指定されている割合及び面積	H14.3	13.1% (270,307ha)	H16.3	13.3% (273,853ha)	0.2% (3,546ha)
国立公園の指定面積の内、特別保護地区に指定されている割合及び面積	H14.3	4.9% (66,487ha)	H16.3	4.9% (66,488ha)	0% (1ha)
国立公園の指定面積の内、海中公園地区に指定されている地区数及び面積	H13.3	33地区 (1,279ha)	H16.3	33地区 (1,279ha)	0

国定公園の指定面積の内、海中公園地区に指定されている地区数及び面積	H13.3	31地区 (1,385ha)	H15.3	31地区 (1,385ha)	0
都道府県立自然公園の指定面積のうち、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3	35.9% (703,356ha)	H16.3	36.0% (705,495ha)	0.1% (2,139ha)
自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置件数	H14.3	0件	H16.3	5件	5件
国が自然再生の調査を実施中の箇所	H14.3	1箇所	H16.3	48箇所	47箇所
国が自然再生事業を実施中の箇所	H14.3	0箇所	H16.3	78箇所	78箇所

1．第4部における事項番号と施策名	1章7節1 自然環境保全法に基づく各種制度		
2．第3部第2章の各テーマとの関係	1，3，5		
3．本施策を展開する必要性とその目的			
自然環境保全法に基づき、原生状態を保持している地域や優れた自然環境を維持している地域について保護地域の指定を行い、適正な保全管理に努める。これらの自然性の高い地域は、わが国の生物多様性の保全の核となる重要地域であり、他の諸制度とも連携しながら、今後一層の保全強化を図ることとする。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
自然環境保全地域等における適正な管理		原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域については、許可届出事務や保全施設の整備等を通じ、適正な保全管理を行った。また、指定地域及びその周辺の自然環境等に関する調査を実施。	
都道府県自然環境保全地域の指定・拡張に関する支援		都道府県自然環境保全地域の指定、管理に対する支援を引き続き実施し、平成15年度には4箇所が新規指定された。	
6．予算・税制等項目		当初予算(百万円)	
		H15年度	H16年度
自然環境保全地域等保全対策費		9	9
		7．今後の課題	
		原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域について、生態系の現況と変化の状況に関するモニタリング調査を実施し、その結果に基づいて新規指定及び拡張に関する検討を進めるとともに、適正な保全管理を推進することが必要。	

環境省自然環境局自然環境計画課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章7節3 自然公園法に基づく各種制度		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2, 4		
3. 本施策を展開する必要性とその目的			
「自然公園法」に基づき指定される国立・国定公園等は自然環境の保全等を直接的に目的とする保護地域制度であり、わが国における生物多様性保全の骨格をなすものと言えるため、これらの地域では生物多様性の保全に向け、より一層の施策の強化を図る。			
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況	
改正自然公園法の運用 平成14年の自然公園法改正により創設された各種制度の運用。		平成15年度に公園管理団体を国立公園及び国定公園において各1団体を指定、また風景地保護協定については国立公園において1件締結。捕獲を禁止する指定動物、利用調整地区等については指定に向けて検討中。	
自然公園のあり方の検討 今後の自然公園制度のあり方を検討するため、学識経験者らによる懇談会を開催。		平成15年度に4回開催。	
自然再生事業の実施 環境省直轄又は都道府県への補助にて調査・事業を実施。		釧路湿原国立公園で自然再生事業を実施した他、利尻礼文サロベツ国立公園（サロベツ）、小笠原国立公園、吉野熊野国立公園（大台ヶ原）、足摺宇和海国立公園（竜串）、阿蘇くじゅう国立公園（阿蘇）、西表国立公園（石西礁湖）において、自然再生推進計画調査を実施した。国定公園では、琵琶湖国定公園、西中国山地国定公園（臥竜山麓湿原）、室戸阿南海岸国定公園（竹ヶ島）、奄美群島国定公園において、自然再生推進計画調査について県に補助を行った。	
グリーンワーカー事業の実施 環境保全のための活動を行う地域の人材を雇用して実施。		全国のべ70地区において、登山道整備、利用集中地区の清掃等の環境保全事業を実施し、のべ約6,000人を雇用。	
6. 予算・税制等項目		当初予算(百万円)	
		H15年度	H16年度
自然再生事業		1,002	1,214
グリーンワーカー事業		150	300
		7. 今後の課題	
		法改正により設けられた捕獲を禁止する指定動物、利用調整地区等の指定に向けた検討が必要。	

環境省自然環境局自然環境計画課、国立公園課

(8) 名勝・天然記念物

地域の生物多様性保全の拠点となるような、多様な国土美を代表する名勝と、貴重な自然を記念する天然記念物を継続的に指定しています。既に指定されているものについても、新国家戦略を受けて、より一層の維持・管理が行われるように事業を実施し、生物多様性の保全を図っています。

【数値から見る具体的施策の展開】

自然的名勝・天然記念物の指定地が 4 地域増加しました。

指標	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
自然的名勝・天然記念物の指定箇所数	H14.4.1	1102地域	H16.4.1	1106地域	4 地域

1. 第 4 部における事項番号と施策名	1 章 8 節 名勝・天然記念物		
2. 第 3 部第 2 章の各テーマとの関係	1 , 2 , 3 , 4 , 5		
3. 本施策を展開する必要性とその目的	文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、わが国の多様な国土美を代表する名勝と、貴重な自然を記念する天然記念物を文化財として指定している。これらについては、地域での生物多様性保全の拠点、生態的ネットワークの要素として、より一層の保全・管理を図るとともに、他の諸制度とも連携しながら、生物多様性の保全を図る。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
自然的名勝・天然記念物の指定	平成15年度に 1 箇所を新規指定、2 箇所を追加指定。指定件数1,106件（H16.4.1）		
保存管理計画策定のための事業	平成15年度に 1 件の補助事業を実施。		
現況把握等のための対策事業	平成15年度に 6 件の補助事業を実施。		
野生生物の保護管理・再生事業	平成15年度に10件の補助事業を実施。		
維持管理のための事業	平成15年度に 5 件の補助事業を実施。		
6. 予算・税制等項目	当初予算（百万円）		7. 今後の課題
	H15年度	H16年度	
保存管理計画策定（ ）	14.8	13.4	今後も引き続き、地域の生物多様性の維持・保全に貢献すると考えられる名勝・天然記念物の指定を行うとともに、適正な保護管理を実施することが必要。
現況把握・緊急調査	16.2	14.6	
動植物の保護増殖	67.9	64.5	
環境整備・維持管理（ ）	2,777	2,825	
：名勝・天然記念物を含む記念物全般の予算			

文部科学省文化庁文化財部記念物課

2. 横断的施策

(1) 野生生物の保護と管理

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が平成16年6月に成立しました。この法律により、生態系等への被害を及ぼすおそれのある外来生物等の飼養や輸入を規制することが可能です。

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が平成15年4月から施行されるとともに、個体数管理や生息環境の整備等を定める特定鳥獣保護管理計画の策定を推進しました。

【数値から見る具体的施策の展開】

国内希少野生動植物種を新たに5種指定しました。生息地等保護区を新たに1箇所指定しました。国指定鳥獣保護区を新たに5箇所指定し19,928ha増加しました。都道府県指定鳥獣保護区も50,549ha増加するなど取組が進んでいます。

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
国内希少野生動植物種	H14.3	57種（動物49種、植物8種）	H16.3	62種（動物51種、植物11種）	5種（動物2種、植物3種）
国内希少野生動植物生息地等保護区面積	H14.3	7地区 (863ha)	H16.3	8地区 (872ha)	1地区 (9ha)
保護増殖事業計画	H14.3	21種	H16.3	21種	0
保護増殖事業を実施している希少種の数	H12年度	4種	H15.3	8種	4種
国指定鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3	54箇所 (494,047ha)	H16.3	59箇所 (513,975ha)	5箇所 (19,928ha)
都道府県指定鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3	3,835箇所 (3,085,278ha)	H16.3	3,882箇所 (3,118,389ha)	47箇所 (33,111ha)
狩猟鳥獣種数	H13.3	47種（鳥類29種、獣類18種）	H16.3	48種（鳥類28種、獣類20種）	0 分類を整理したことによる形式的変更
外来魚移植禁止を行った都道府県数	H14.3	46都道府県	H16.3	46都道府県	0

1. 第4部における事項番号と施策名	2章1節1 絶滅のおそれのある種の保存	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5	
3. 本施策を展開する必要性とその目的	野生生物の種は、生物多様性を構成する重要な要素であり、種の絶滅のおそれを防ぐことは、生物多様性確保のために重要である。絶滅のおそれのある種の保存は、種そのものに着目した取組と、生態系・生息環境に着目した取組の両面から、予防的措置を含め、種の絶滅を防止することが重要。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
(1)希少野生動植物種の指定、捕獲・譲渡し等の規制 絶滅のおそれのある種について、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種の指定を行い、捕獲、譲渡しについての規制を行う。	希少野生動植物種について捕獲・譲渡の規制を行うとともに、国内希少野生動植物種の新規指定に向けて検討を行った。また、適切な譲渡規制が行えるように種の保存法の一部改正を行った。	
(2)生息地等保護区の指定と管理 国内希少野生動植物について、必要な地域を生息地等保護区に指定し、その保護を図る。	平成14年に国内希少野生動植物種に指定したイシガキニイニについて、生息地保護区を指定。	
(3)保護増殖事業の実施 国内希少野生動植物種の内、その種を回復等を図るために、生物学的知見に基づき、その繁殖の促進や生息環境の整備を図る必要のある種を対象に実施。	ツシマヤマネコなどの国内希少野生動植物種について、保護増殖事業を実施している。中でも、トキについては、保護増殖事業計画の変更を行うとともに、将来の野生復帰に向け、トキの順化施設の整備に向け作業を進めた。	
(4)種の保存に係る調査研究の推進 わが国の絶滅のおそれのある種を選定し、レッドデータブックにまとめる。レッドデータブックはの改訂、概ね5～10年ごとに改訂に向けた作業を進める。また、レッドデータブックの掲載種のモニタリング調査を行う。	絶滅のおそれのある種を選定したレッドリストの見直しに向けた検討を行った。絶滅のおそれのある種について生息状況の調査を実施。	
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	当初予算(百万円)	
	H15年度	H16年度
(1)希少野生動植物種等保存対策費	52	42
(3)特定野生生物保護対策費	236	237
トキ野生順化施設整備費	71	399
(4)絶滅のおそれのある野生生物種のモニタリング等調査費	20	20
	希少野生動植物の保護をさらにすすめるために、希少野生動植物種の指定、生息地保護区の指定等を進めること、保護増殖事業を進めること等が課題。 また、希少野生動植物のリストアップ作業の適切な運用のため、レッドリストの見直しを行うこと、及びそのために必要な適切な情報収集を行うことが今後必要。	

環境省自然環境局野生生物課

1．第4部における事項番号と施策名	2章1節2 野生鳥獣の保護管理	
2．第3部第2章の各テーマとの関係	5	
3．本施策を展開する必要性とその目的	自然環境を構成する重要な要素である鳥獣を後世に伝えていくため、生息環境の保全・整備や捕獲の規制、調査研究等を総合的に推進し、鳥獣の保護管理の充実強化を通じて、生物多様性の確保を図る。生息数が著しく増加又は減少している個体群について、人との軋轢を回避するための調整や、生息環境を改善するなどの措置を講じ、計画的な保護管理を推進する。	
4．施策の概要	5．施策の進捗状況	
(2)鳥獣保護区の設定と管理 鳥獣の保護上重要な地域については、国が国指定鳥獣保護区とし積極的に指定の推進を図る。	新たに白神山地、和白干潟、名蔵アンパルを国指定鳥獣保護区として指定を実施。	
(3)野生鳥獣の捕獲の規制 鳥獣保護法を改正し、捕獲個体の放置の規制、違法に捕獲・輸入された鳥獣の飼養禁止や一定の鳥獣の販売を制限等。	平成15年4月に「鳥獣保護法」を施行し、生態系の攪乱など悪影響がある捕獲個体の放置を規制するとともに、違法に捕獲・輸入された鳥獣の飼養禁止を行った。 くくりわな等の猟法について、野生鳥獣保護管理検討会の議論に含めた。	
(4)野生鳥獣の保護管理 特定鳥獣保護管理計画制度に基づく科学的・計画的な保護管理を進める。国会附帯決議を踏まえ鳥獣保護と狩猟に関する主要な課題についての検討と対応の促進。	特定鳥獣保護管理計画制度の推進のため、都道府県の計画策定に対し補助を引き続き行うとともに、特定計画の行政担当者等を対象に技術研修を行った。また、野生鳥獣保護管理検討会において、鳥獣保護と狩猟に関する主な課題について議論を実施。	
(5)野生鳥獣の生息状況等の調査・研究 鳥獣の科学的・計画的保護管理のため鳥獣の捕獲情報の測地的なデータベース化を図る。渡り鳥保護のために、標識調査等を引き続き実施。	鳥獣の捕獲情報について、WISシステムによりデータベース化し、ホームページ上で閲覧できるよう整備した。 また、鳥インフルエンザの感染経路究明等のために渡り鳥等の生息状況調査等を実施。	
6．予算・税制等項目	7．今後の課題	
	当初予算（百万円）	
	H15年度	H16年度
(2)国設鳥獣保護区管理強化費	79の内数	58の内数
(4)特定鳥獣保護管理対策費補助	138	106
・野生鳥獣管理技術育成事業費	11	11
(5)野生鳥獣情報整備事業費	83	83
・高病原性鳥インフルエンザ対策に係る緊急調査	8	
		わが国の社会の変化に対応して、鳥獣保護及び狩猟のあり方の検討を行うことが必要。また、深刻な農林水産業被害等を踏まえ、特定鳥獣保護管理計画等による科学的・計画的な鳥獣の保護管理の推進を強化することが必要。 野生の鳥獣に係る感染症に関して、情報収集、知見の集積を図ることが必要。

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1. 第4部における事項番号と施策名	2章1節3(1) 移入種（外来種）対策		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5		
3. 本施策を展開する必要性とその目的			
マングース、アライグマ、ブラックバスなど、人為によって意図的・非意図的に移入された外来生物が増加しており、地域固有の生物相や生態系に対する大きな脅威となっている。外来生物が及ぼす影響に関する科学的知見の収集を基礎としながら、侵入の予防、侵入の初期段階での発見と対応、定着した外来生物の駆除・管理の各段階に応じた対策を進める必要がある。			
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況	
ア. 外来生物による影響の予防措置		生態系等への被害を及ぼすおそれがある生物を特定外来生物とし、飼養・輸入等を規制することなどを内容とする「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が第159回国会で成立。	
イ. 固有の生物相を有する地域等の対策		奄美大島及び沖縄やんばる地域において、在来の希少動物を補食し生物多様性への影響を生じさせているマングース等の駆除事業を実施。	
ウ. 外来生物に係る調査		西表島にて、侵略的な外来生物と考えられるオオヒキガエルの定着状況や移入経路等に関するモニタリング調査を平成13年度から継続して実施した。	
エ. 普及啓発		外来生物対策に関する政府広報番組やホームページの作成を行った。マングースやオオヒキガエル等の外来生物対策事業の一環として、地元説明会やポスター作成等の普及啓発活動を実施。	
キ. 外来魚の移植の禁止措置		46都道府県において「内水面漁業調整規則」でブラックバス等外来魚の移植を禁止。	
ク. 生息状況調査、密放流防止の啓発、資源抑制のための駆除、生態系の復元等の事業に対する支援		36道府県において外来魚の駆除や生息状況調査等を実施。	
ケ. ブラックバスの生態的特性の解明と効果的な繁殖抑制技術の研究開発		ブラックバス、ブルーギルの生態特性及び繁殖抑制技術の研究開発を実施。	
コ. 移入種全般について、		外来魚が在来魚に与える影響調査等を実施。	
セ. 低環境負荷型外航船の開発におけるノンバラスト船型等の研究開発の推進		平成15年度はノンバラスト船型の基本性能確認等を実施。	
6. 予算・税制等項目		7. 今後の課題	
	当初予算（百万円）		
	H15年度	H16年度	
ア. 移入種対策制度基盤整備事業	30	89	引き続き固有の生物相を有する地域における外来生物の駆除を進めるとともに、外来生物のデータベースの構築、影響評価手法の確立、効果的な防除手法の検討等を含め、法律の実施体制の整備を図る。 また、外来生物対策についての普及啓発に努める。 ブラックバス等の外来魚対策として、これまでの取組を引き続き実施するとともに、その効果を高める措
イ、ウ、エ. 移入種駆除・管理対策事業	50	43	
キ. 健全な内水面生態系復元等推進事業費	318の内数	333の内数	
ケ. 低環境負荷型外航	91	67	

船の開発		置を検討し、地域の実態に応じた外来魚の生息域・量の抑制の推進が必要。
------	--	------------------------------------

環境省自然環境局野生生物課

国土交通省海事局造船課

農林水産省水産庁沿岸沖合課、栽培養殖課、漁場資源課

1．第4部における事項番号と施策名		2章1節3(2) 移入種（外来種）等生態系への攪乱要因への対策（化学物質対策）	
2．第3部第2章の各テーマとの関係			
3．本施策を展開する必要性とその目的			
化学物質による人及び生態系に対する影響の適切な評価と管理を視野に入れた化学物質対策を推進するとともに、化学物質による内分泌攪乱作用等の解明に資する調査を推進する。また、農薬による環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
改正化学物質審査規制法の施行		動植物への毒性を新規化学物質の審査項目に加えるとともに、一定要件を満たす化学物質には監視措置、製造・輸入数量の制限などを行う。	
化学物質の内分泌攪乱作用の調査 調査研究の対象化学物質である SPEED'98掲載物質の野生生物への蓄積量を調査する。		野生生物への化学物質の蓄積状況を把握するため、平成15年度はカワウ、タヌキ等について、アルキルフェノール類等の蓄積濃度の分析を実施。	
農薬の環境リスク対策 農薬による環境リスクを管理するため、農薬取締法に基づき必要な規制等の実施。		平成15年3月に改正した水産動植物に対する毒性に係る農薬登録保留基準について、平成17年4月からの円滑な施行に向け、試験法等について調査及び検討を実施。	
水生生物の保全に配慮した水質目標の設定（再掲） 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定。		平成15年度に全亜鉛を環境基準に設定。	
6．予算・税制等項目		当初予算(百万円)	
		H15年度	H16年度
化学物質の審査・規制手法の改善調査	40	70	動植物に対する影響の評価を含めた新規化学物質の審査・規制の着実な実施を図る一方で、SPEED'98掲載物質の環境汚染状況の調査を継続して行うことが必要。 また、水産動植物に係る農薬登録保留基準の施行に向けて、試行的に個別農薬に係る環境リスク評価、基準値案の検討を行うとともに、中長期的には、陸域を含む生態系全般に対する環境リスクを評価し管理する手法を開発する。 環境基準の運用や環境管理施策の検討。優先検討物質81物質の内未検討物質55物質について検討。
環境汚染等健康影響基礎調査費の内数	36	33	
・農薬生態影響評価システム確立事業	10		
・農薬による水生生物影響実態把握調査	45	45	
・農薬による陸域生態系影響評価技術開発調査	20	20	
水生生物保全のための水質目標の検討	68	108	

環境省総合政策局環境保健部企画課化学物質審査室、環境保健部環境安全課

環境省環境管理局水環境部土壌農薬課農薬環境管理室

環境省環境管理局水環境部企画課

経済産業省製造産業局化学物質管理課

1 . 第 4 部 における 事項 番号 と 施策 名		2 章 1 節 4 飼 養 栽 培 下 に お け る 種 の 保 存	
2 . 第 3 部 第 2 章 の 各 テ ー マ と の 関 係		5	
3 . 本 施 策 を 展 開 す る 必 要 性 と そ の 目 的			
絶滅のおそれのある動植物について、野外での個体群維持が危惧される水準まで減少するなどその生息状況に応じて必要な場合には、将来的に生息地等への再導入を前提として緊急避難的に飼育管理下に移す、いわゆる生息域外での人工繁殖が必要。			
4 . 施 策 の 概 要		5 . 施 策 の 進 捗 状 況	
希少野生動植物種等保存 飼育栽培下における種の保存は、野生下での取組との連携を確保しつつ、全体として効果的な種の保存対策が講じられるよう国、地方公共団体、動物園、水族館、植物園、試験研究機関、研究者等の連携・協力の下に事業を進める。		トキ、ツシマヤマネコなどについて、野生復帰に向けて、飼育下での人工増殖等を引き続き実施した。また、ツシマヤマネコ及びイリオモテヤマネコについては、共生と循環の地域づくりモデル事業により今後の野生復帰に向けた自然的・社会的検討を行った。トキについては、野生復帰に向けて順化施設の整備の具体的な内容の検討を進めた。また、コウノトリについて、平成17年度の試験放鳥に向けて、人工増殖を行うとともに、周辺環境整備等を計画・実施している。	
6 . 予 算 ・ 税 制 等 項 目		7 . 今 後 の 課 題	
	当初予算 (百万円)		
	H15年度	H16年度	
希少野生動植物種等保存 対策費	52の内数	42の内数	トキについて、野生復帰に向けた順化施設の整備など具体的取組を行う必要がある。ツシマヤマネコについても、将来的な野生復帰に向けた取組の強化が必要。
共生と循環の地域づくり モデル事業	21	21	
トキ野生順化施設整備費	71	399	
コウノトリ関係補助金	31	49	

環境省自然環境局野生生物課
文部科学省文化庁文化財部記念物課

(2) 生物資源の持続可能な利用

イネ・ゲノム研究では、日本が中心となって解読したイネの全塩基配列情報等を活かしつつ、産官学の研究者を結集し、農業及びその他産業場面での利活用を念頭に特に重要となる5つの形質（品質、光合成能力、機能性物質の生産、病害抵抗性、不良環境抵抗性）をターゲットとして、これに関わる一連の遺伝子群の機能解明を重点的に実施しています。

また、遺伝子組換え生物の安全性の確保の分野では、カルタヘナ法が平成16年2月に施行されました。

【数値から見る具体的施策の展開】

イネの全塩基配列解読が終了しました。

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
イネの塩基配列解読	H13.12末	48% (2億700万塩基対 / 4億3,000万塩基対)	H14.12	解読終了	(解読終了)
イネの有用遺伝子単離・機能解明		31個(遺伝子特許化)	H16.3	56件(特許出願中のものを含)	25件
ヒトゲノム塩基配列解析	H13.2	6%	H15.4(精密解読終了時)	6%	(目標達成)
遺伝組換え農作物等の環境安全性確認数	H13.11	植物61件(15作物)	H15.6	植物71件(16作物)	植物10件(1作物)
「組換えDNA工業化指針」による安全性の確認申請数	H13.10	50社376件	H15.5まで	53社395件	3社19件

1. 第4部における事項番号と施策名	2章2節1 生物資源の持続可能な利用 (2) 農林水産分野での利用 (3) 医療分野での利用 (4) 研究基盤としての遺伝資源の利用 (5) 産業分野での利用	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係		
3. 本施策を展開する必要性とその目的	バイオテクノロジーによる遺伝資源の利用に当たっては、生命の設計図であるゲノムを解析し、生物の持つ情報・機能を活用することにより、機能性作物、環境ストレス作物等の開発による食料・農業問題の解決や有用物質生産技術の確立による新産業の創出を促進し、生物多様性の構成要素たる遺伝資源の持続的な利用を図る。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
(2) 農林水産分野での利用 イネ(植物)ゲノム研究 農業、産業の役立つ遺伝子の効率的な機能を解明し、特許化を加速	・平成14年12月にイネゲノム塩基配列の内重要部分の高精度解読を終了。平成16年12月には完全解読する予定。 ・有用遺伝子の単離・機能解明では、平成16年3月時点において、遺伝子機能特許を56件出願中。	
(3) 医療分野での利用 ア. ヒト遺伝子解析研究 国際ヒトゲノム計画への貢献(平成15年年4月に解読完了が宣言) 戦略的な遺伝子解析研究の推進	国際ヒトゲノム計画において、わが国は21番及び11番染色体の解析において中心的な役割を果たした他、遺伝子数の推定などに貢献。 複雑な生命機能の解明等が期待される「ゲノムネットワーク研究」を平成16年度より開始する他、理化学研究所において遺伝子に関する体系的な構造・機能研究を推進中。	
(4) 研究基盤としての遺伝資源の利用 ナショナルバイオリソースプロジェクト	戦略的・体系的な生物遺伝資源の整備に向けた「ナショナルバイオリソースプロジェクト」を平成14年度より着手。現在24リソースについて、体系的な収集・保存・提供等を行うための体制整備を実施。	
(5) 産業分野での利用 ア. 植物機能利用工業原料生産技術開発 植物に目的工業原料を高効率に生産させる基盤技術の開発。	cDNAライブラリーの作成、物質生産系の生成物や経路、関与する酵素や遺伝子の機能の解析を進めるとともに、有用酵素遺伝子の取得等を推進。	
イ. 生物機能活用生産プロセス技術開発 微生物機能を活用して有用物質を生産する技術の開発。	微生物を用いた宿主細胞創製技術開発、大腸菌等の主要代謝経路シミュレーション開発、有用物質を生成する活性を持つ微生物の取得を推進。	
ウ. 生分解・処理の解析と制御技術開発 分解・処理に係る嫌気性菌群の構成や機能を解析し制御技術の効率化。	メタン発酵プロセスの高効率・安定化技術開発、難分解性物質等の生分解・処理技術開発、嫌気性微生物の機能解明及び育種等技術開発を推進。	
1. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	当初予算(百万円)	
	H15年度	H16年度
(2)イネ(植物)ゲノム研究	3,197	3,125
(3)ゲノムネットワーク研究の戦略的推進 (理化学研究所運営費交付金中の推計額を含む)		3,000
ゲノム科学研究の推進 (理化学研究所運営費)	7,126	8,109
今後は解読されたゲノム配列情報の活用を図り、複雑な生命の営みをシステムとしてとらえた、生命システム全体のメカニズムの解明や、ゲノム情報を基にした画期的な農作物、薬剤・治療法等の開発など具体的に活用する方法の確立が必要。 研究開発成果の実用化において、遺伝子改変生物の使用に当たっては、カルタヘナ議定書の国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に留意しつつ生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な利用を推進す		

交付金中の推計額)			ることが必要。
遺伝子多型研究の推進 (理化学研究所運営費 交付金中の推計額)	2,179	2,137	
(4)ナショナルバイオ リソースプロジェクト (理化学研究所運営費 交付金中の推計額を含 む)	4,000	3,721	
(5)ア．植物機能利用工 業原料生産技術開発	862	819	
イ．生物機能活用生産 プロセス技術開	1,482	1,234	
ウ．生分解・処理の解 析と制御技術開発	642	610	

農林水産省農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課
 文部科学省研究振興局ライフサイエンス課
 経済産業省製造産業局生物化学産業課

1. 第4部における事項番号と施策名	2章2節2 遺伝資源の保存と提供 (2)農林水産分野における取組 (5)産業分野等における取組	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5, 7	
3. 本施策を展開する必要性とその目的	熱帯林の開発等における生物遺伝資源消失の危険性が増大する中、貴重な遺伝資源を収集・保存しこれを積極的に活用していくことにより生物の多様性を保全する。主要作物の在来種及び近縁野生種及び難培養微生物等の生物遺伝資源の探索・収集、保存、提供及び機能解析を行うとともにその実用化開発を促進し、それらを含む有用生物遺伝資源をライブラリー化し、永続的に保存・供給していく体制を充実させる。また、生物多様性条約を踏まえ、海外の国々と生物の移転に係る包括的な覚書(MOU)等により、わが国の企業等が海外の生物遺伝資源を活用できる体制を順次整備する。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
(2)農林水産分野における取組 農業生物遺伝資源の保存と提供	平成15年度に植物23万点、微生物2万点、動物9百点、DNA24万5千点を保存。植物8,157点、微生物540点、動物43点、DNA816点を独立行政法人、国立試験研究機関、都道府県、大学、民間企業等研究者へ提供。	
林木遺伝資源の保存と提供	平成15年度に2万9千点の林木を保存。378点を独立行政法人、大学、民間企業等研究者へ提供。	
水産生物遺伝資源の保存と提供	平成15年度に大型藻類及び微細藻類289点、水産微生物1,138点を保存。41点を共同研究材料として試験研究機関、漁業者へ提供。	
(5)産業分野等における取組 生物遺伝資源の探索・収集、保存及び提供	(独)製品評価技術基盤機構(NITE)に生物遺伝資源保存供給施設を整備。微生物を約2万4千株、微生物由来のDNAクローンを約1万6千保存。約6千5百の生物遺伝資源を提供。	
難培養微生物等の生物遺伝資源の収集等によるゲノム情報に基づいた未知微生物遺伝資源ライブラリーを構築	今まで収集、培養等が困難であった未知微生物を海洋生物、植物、昆虫体内等から分離・収集。また、未知微生物遺伝資源ライブラリー構築に係る技術開発及び取得した遺伝資源の機能解析を実施。	
海外生物遺伝資源の活用体制の整備	インドネシア共和国に加え、平成15年度新たにNITEとベトナム及びミャンマー等との間でMOU、PA(共同研究契約書)を締結するとともにMTA(素材移転協定)について合意し、海外生物遺伝資源の活用体制を充実させた。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	
	H15年度	H16年度
(2) 農業生物資源ジーンバンク事業	870	870
林木のジーンバンク事業	17	30
水産生物のジーンバンク事業	16	16
(5) (独)製品評価技術基盤機構運営費交付金の内数	7,832	7,722
ゲノム情報に基づいた未知微生物遺伝資源ライブラリー構築	430	410
	7. 今後の課題	
	ジーンバンクの利用性の向上を図るため遺伝的情報を付加した遺伝資源の提供システムの構築、長期に渡り安全かつ効率的に保存する超低温保存等の技術開発等を実施していくことが必要。	
	また、生物多様性条約を踏まえ、覚書や共同研究などにより海外の国との協調関係を築きながら、未開拓生物遺伝資源の開発を行うことを、今後も継続して実施していくことが必要。	

農林水産省農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課
農林水産省林野庁森林整備部研究普及課
農林水産省水産庁増殖推進部研究指導課
経済産業省製造産業局生物化学産業課

1．第4部における事項番号と施策名	2章2節3 遺伝子組換え生物の利用における安全性の確保 (1)実験段階における安全性の確保 (2)産業利用段階における安全性の確保 (3)安全性の確保に関する研究開発等
2．第3部第2章の各テーマとの関係	
3．本施策を展開する必要性とその目的	遺伝子組換え技術等の進展により、生物に新たな形質を付与することが容易となったため、形質によっては、生物の多様性に影響を与える可能性が危惧されている。このため、遺伝子組換え生物の安全な利用、取扱に関する国際的枠組である「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書」を早期に締結するため、国内担保措置の構築に取り組む。 また、研究開発の分野並びに鉱工業、医薬品及び農業分野における遺伝子組換え生物の使用の安全性確保と遺伝子組換え生物の健全な利用等の促進を図る。
4．施策の概要	5．施策の進捗状況
国内担保法の策定 カルタヘナ議定書の早期締結を行うため、環境省が中心となって、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省の6省で国内法を検討。	国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(カルタヘナ法)を平成15年6月18日に公布。法施行及び議定書締結に必要な省令等の準備を進め、平成15年11月21日に議定書を締結。平成16年2月19日にわが国について発効。法についても同日施行。
(1)実験段階における安全性の確保 組換えDNA実験指針等の運用	「組換えDNA実験指針」(平成16年2月18日廃止)及びカルタヘナ法に基づき、遺伝子組換え実験計画の審査等を実施。平成15年度においては、79件について妥当性を確認。
ライフサイエンス安全研究プログラムによる研究課題の実施	遺伝子組換え生物等の環境への放出を伴う研究のリスク評価及び管理の知見収集等を目的とした研究課題を実施。
(2)産業利用段階における安全性の確保 ア．農林水産分野の取組	遺伝子組換え農作物等の環境に対する安全性の確保については、「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」(平成16年2月18日廃止)に基づき安全性を確認してきたところ。今後は、カルタヘナ法に基づく安全性の評価・水際検査等を的確に実施し、生物の多様性の保全を図る。
イ．医薬品分野の取組	医薬品等の分野においては、「組換えDNA技術応用医薬品の製造のための指針」(平成16年2月18日廃止)により、遺伝子組換え生物の使用の規制を行ってきたところ。今後は、カルタヘナ法に基づき規制を行うことにより、生物多様性の保全を図る。
ウ．鉱工業分野の取組	鉱工業分野においては、「組換えDNA技術工業化指針」により、遺伝子組換え技術の利用に係る自主的な安全確保を行ってきたところ。今後は、カルタヘナ法に基づき規制を行うことにより、生物多様性の保全を図る。
(3)安全性の確保に関する研究開発等 ア．遺伝子組換え生物の産業利用に関する安全性の確保に関する研究 イ．遺伝子組換え生物の生態系への影響評価に関する研究	遺伝子組換え生物の安全性に関するデータベースを開発するためにデータの収集及びシステムの検討を実施。 新規に開発が進められている遺伝子組換え生物の情報、最新の科学的な知見、各国の評価手

法の情報を収集し、遺伝子組換え生物のリスク評価手法について検討を実施。			
6．予算・税制等項目	当初予算（百万円）		7．今後の課題
	H15年度	H16年度	
研究の効率的推進と成果情報の整備・提供に要する経費の内	(18)	15	カルタヘナ法に基づき、遺伝子組換え生物を環境中で使用する場合の生物多様性への影響の評価の的確な実施等、法の的確な運用が必要。
生物多様性影響評価推進経費（H15まで「組換え体利用指針運用経費」）			
遺伝子組換え農作物等環境リスク管理対策事務費		5	
遺伝子組換え生物対策事業	31	70	
ライフサイエンス安全研究プログラムによる研究	2,845の内数	2,394の内数	
バイオインダストリー安全対策調査	58	55	

環境省自然環境局野生生物課
 文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室
 農林水産省農林水産技術会議事務局技術安全課、消費・安全局農産安全管理課
 厚生労働省医薬食品局審査管理課
 経済産業省製造産業局生物化学産業課

(3) 自然とのふれあい

林水産物などの素材、田んぼ、水路などの水辺環境や森林・海辺を遊びや学びの場としての活用すること、水辺空間や都市の緑地等の多様な自然環境の保全・再生・創造を通じた人と自然とのふれあいの場の整備について記載した「農林水産環境施策の基本方針」や「国土交通省環境行動計画」を策定しました。

また、平成16年6月開催の第3回エコツーリズム推進会議において推進方策を決定しました。

【数値から見る具体的施策の展開】

北海道自然歩道が計画決定し、全国における長距離自然歩道の路線距離が4,613km延長されました。

【長距離自然歩道整備距離】

21,319km(H15.3) → 25,932km(H16.3)

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
自然解説指導者研修受講者数	H14.3	104人	H16.3	131人	27人
自然公園指導員数	H14.3	2,943人	H16.3	2,979人	36人
国立公園パークボランティア数	H13年度	1,689人	H15年度	1,607人	▲82人
長距離自然歩道整備距離	H14.3	21,319km	H16.3	25,932km	4,613km
長距離自然歩道利用者数	H13	4,846万人	H14	5,252万人	406万人
水生生物調査の参加者数	H13年度	87,450人	H15年度	85,907人	1,543人
水生生物調査の参加団体数	H13年度	2,642団体	H15年度	2,479団体	▲163団体
水生生物調査の調査地点数	H13年度	5,520地点	H15年度	5,042地点	▲478地点

1．第4部における事項番号と施策名		2章3節 自然とのふれあい	
2．第3部第2章の各テーマとの関係		1，2，3，4，5，6，7	
3．本施策を展開する必要性とその目的			
人が自然生態系の構成要素の一つであることを認識し、自然との共生への理解を深めることが可能となるよう、自然にふれあう機会を増やす。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
エコツーリズム 全国的な普及・定着を図るため、エコツアー総覧やエコツーリズム推進マニュアル等5つの推進方策を検討		平成16年6月開催の第3回エコツーリズム推進会議において推進方策を決定。	
(2)森林 体験活動を通じた森林とのふれあい		森林体験活動や里山林等における多様な利用活動、森林ボランティア活動など国民が行う森林づくり活動への支援等を実施中。	
(3)海岸 自然豊かな海と森の整備対策事業 (白砂青松の創出) 海と緑の健康地域づくり (健康海岸事業)		平成15年度までに25箇所を実施地区として選定。	
(4)港湾 広報活動の展開 NPO等による海辺の自然体験活動のイベント情報などの提供。		海辺の自然体験活動や環境教育の必要性・有効性についてホームページの開設、情報誌の作成。	
地域やNPOとの連携 地域住民、NPOなど多彩な主体の参画を得る。		地域住民、NPO等と連携を図りながら、海辺でふれあうための実施体制の整備。	
「海辺の自然学校」の展開 自治体、NPOなどと連携しながら有意義な体験プログラムを提供できる実施体制を整備し、全国で展開		館山（千葉県） 奈半利（高知県）など全国20箇所で実施。	
「海辺の達人養成講座」の開催 海辺の自然学校における指導者を養成するセミナーとして、18歳以上の男女を対象として実施。		三浦半島、知多半島、大隅半島で実施。	
(6)都市・農村 都市農村の交流の促進 グリーン・ツーリズムの推進や市民農園の整備などを促進。		谷津田などにおいて、都市住民との交流を図るため21地区において、滞在交流拠点や体験交流空間を整備し、平成14年度までに全国で150,555区画の市民農園を開設し、都市と農村の交流を図った。	
6．予算・税制等項目	当初予算（百万円）		7．今後の課題
	H15年度	H16年度	
国立公園等エコツーリズム推進モデル事業費	10,756	114,000	引き続き適正な事業を実施することが必要。
(2)森林環境教育活動の条件整備促進対策事業	112	87	
教育のもり整備事業	264	238	森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成を一層図るため、より広範な主体による森林づくり活動への参加策を構зることが必要。
共生林の多様な利用活動推進事業		6	
国民参加の緑づくり活動推進事業	475	369	
青年森林協力隊活動推進事業	36	17	
学校林整備・活用推進	69	57	

事業			
(3)海岸事業費の内数	83,697	78,515	今後さらに、既存の事業を重点的かつ効果的に推進していくことが必要。
(4)港湾整備事業費の内数	503,056	474,547	さらなる海辺でふれあう体験活動のネットワークの拡大が必要。
(6)やすらぎ空間整備事業	628	615	都市住民の農業・農村に対する理解の増進と農村地域の活性化や棚田地域の美しい景観の保全など多面的機能の発揮等に向け、都市と農山漁村の交流のための施策及び地域の特性に応じた整備等の施策を講ずることが必要。

環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室
農林水産省林野庁森林保全課、計画課
農林水産省農村振興局整備部防災課、地域振興課
水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
国土交通省河川局砂防部保全課海岸室
国土交通省港湾局海岸・防災課、環境・技術課環境整備計画室

(4) 動物愛護・管理

動物を適切に飼養・保管するため、ペット販売店や動物園等の動物を対象とした飼養保管方法のガイドラインである「展示動物の飼養及び保管に関する基準」の改正を行い、平成16年4月に施行しました。この改正基準では、新たに展示動物の逸走時の対策やマイクロチップ等による個体識別措置の実施及び記録台帳の整備、販売動物の販売時における飼養保管方法、感染性の疾病等に関する情報の提供等の購入者に対する説明責任等、自然環境保全上の配慮に関する事項を盛り込んでいます。

1 . 第 4 部 における事項番号と施策名	2 章 4 節 動物の愛護・管理		
2 . 第 3 部 第 2 章の各テーマとの関係	5		
3 . 本施策を展開する必要性とその目的			
飼養動物等の取扱いについては、自然生態系への影響等の生物多様性保全上の問題を生じさせないよう、適正に管理することが必要なため、関係機関等と連携をとりながら、動物愛護管理法に基づき、飼養動物の管理の適正化を推進すること及び普及啓発の徹底を図る。			
4 . 施策の概要		5 . 施策の進捗状況	
(1)飼養管理の適正化 飼養動物の適正な管理を普及啓発するための施策等を実施。		飼養動物の管理徹底等を図るために、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」の改正を行い、平成16年4月に施行。また、沖縄県やんばる地域において、ペットの適正飼養推進モデル事業を実施。	
(3)適正な取扱いに関する普及啓発 適正な取扱いを普及啓発するためのリーフレット作成や行事等を実施。		9月20～26日の動物愛護週間で、毎年上野恩賜公園で中央行事を実施。	
6 . 予算・税制等項目		7 . 今後の課題	
	当初予算 (千円)		
	H15年度	H16年度	
動物愛護週間事業費	14,222	14,237	今後も引き続き動物の愛護と適正な飼養の普及啓発を図るとともに、官民連携した地域における体制づくりへの支援等が必要。また、家庭動物の終生飼養の徹底のための各種ガイドラインやデータベースの整備、あるいは外来動物や危険動物の飼養のあり方等についての検討が必要。
飼養動物との共生推進	11,157	11,713	
総合モデル事業費用			
動物の適正飼養推進事業費	11,416	11,602	
家庭動物の終生飼養推進事業費		20,011	

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

3．基盤的施策

(1) 生物多様性に関する調査研究・情報整備

生態系や生物相について情報が不足している藻場・干潟等浅海域における生態系調査を自然環境保全基礎調査の一環として開始するとともに、国土レベルで生物多様性の劣化を早期に把握し、対策を講じるため、モニタリングサイト1000調査事業を開始しています。またこれらの調査データの整備とともに、各情報整備主体が保有する生物多様性に関する情報に容易にアクセスできるよう、情報交換の仕組み（クリアリングハウスメカニズム）を構築し、試験的に運用を開始しました。

その他、地球環境研究総合推進費等を用いて生物多様性の減少に関する各種調査研究活動も進められました。

【数値から見る具体的施策の展開】

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
モニタリングサイト1000のサイト設定数	H14.3	0サイト	H16.3	120サイト (事前調査中)	120
植生図の更新状況	H14.3	0%	H16.3	27%	27%
CHMメタデータ数	H14.3	0件	H16.3	79件	79件

1．第4部における事項番号と施策名	3章1節1(1) 調査研究の推進（自然環境保全基礎調査の推進）		
2．第3部第2章の各テーマとの関係	5，6		
3．本施策を展開する必要性とその目的			
生物多様性の保全に関する諸課題を抽出するとともに、保全対象を特定し、適切な保全対策を立案するなど各種施策の検討を行なうに当たり、全国的な観点から自然環境の現状と時系列的变化を的確に捉えるため、科学的かつ客観的な自然環境データを収集・整備する。また、生態系の機構や構成要素間の相互関係が未解明な点について知見を集積するため、生態学、分類学を中心とした基礎的研究や関連する応用的研究の推進を図る。 絶滅のおそれが懸念される種あるいは分布の拡大・縮小傾向が顕著な種など保護管理上重要な種及び分類群については、経年変化の把握や量的把握を含め調査研究を進める必要がある。 極めて重要性の高い地球環境問題の一つとして生物多様性の減少について、調査研究を進める必要がある。			
4．施策の概要	5．施策の進捗状況		
自然環境保全基礎調査の推進	・2万5千分の1植生図を1,198面（約27％）作成。 ・藻場及び干潟を対象に全国的に浅海域調査の実施。 ・動物分布調査を実施し、全国分布図を作成するとともに、データの整理及び解析を実施。		
モニタリングサイト1000	平成15年度よりモニタリングサイトを設定し、継続的な調査の実施を開始。 モニタリングサイト数 120箇所（H15.3）		
生物多様性の現状把握 絶滅のおそれのある種、分布の拡大・縮小傾向が顕著な種など保護管理上重要な種等については、経年変化の把握や量的把握を含めた重点的取組を進める。	絶滅のおそれが懸念される種についてモニタリングを実施。 知見の集積の少ないアザラシ、ジュゴンなどの海棲哺乳類について生息状況等調査を実施。		
地球環境研究総合推進費による研究の推進 「移入種による生物多様性への影響機構」「渡り鳥の移動経路解析による生息環境評価」などの研究が実施されており、今後も生物多様性保全に関する調査を推進。	「侵入生物による生物多様性影響機構」「渡り鳥の移動経路解析による生息環境評価」を実施。		
6．予算・税制等項目	当初予算（百万円） H15年度 H16年度		7．今後の課題
自然環境保全基礎調査 ・植生図作成 ・浅海域調査 ・動物分布調査 重要生態系監視地域モニタリング推進事業費（モニタリングサイト1000） 絶滅のおそれのある野生生物種のモニタリング等調査費 ・アザラシ類生息状況調査費 ・移入種による生物多様性への影響機構 ・渡り鳥の移動経路解析による生息環境評価	101 50 100 10,240 10	119 55 130 400 10,240 10	自然環境保全基礎調査の各調査データの解析を行ない、とりまとめを実施。 モニタリングサイトを全国1000箇所程度を、平成15年度から5年間で順次設定するとともに、各調査を実施予定。 今後も他の絶滅のおそれのある種等についてモニタリングを行う必要がある。地球環境研究推進費による調査についても、引続き必要な研究を推進することが必要。

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室、生物多様性センター

1. 第4部における事項番号と施策名	3章1節1(4) 調査研究の推進(地球環境研究総合推進費による研究の促進)		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係			
3. 本施策を展開する必要性とその目的	地球環境研究総合推進費では、極めて重要性の高い地球環境問題として生物多様性の減少を位置付け、この解決に資する研究を産官学の様々な研究者・研究機関の連携の下推進しています。平成16年度には、「侵入種生態リスクの評価手法と対策に関する研究」、「野生生物の生息適地からみた生物多様性の評価手法に関する研究」など、生物多様性の減少に関する研究を推進していきます。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
地球環境研究総合推進費科学的知見に基づいて、地球環境保全の施策を着実に進めること。	生物多様性に関する分野では、国内のみならず地球規模での生物多様性の現象に関する研究が行われ、各研究課題で成果を得ている。		
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7. 今後の課題
	H15年度	H16年度	
地球環境研究総合推進費 生物多様性分野以外を含む。	2,965	3,015	政策貢献の観点から、生物多様性に関わる政策決定の場への研究者の参加をより積極的に促し、成果の反映を促す効果的な研究成果の提示方法について、一層の整備を図っていくことが考えられる。

環境省地球環境局総務課研究調査室

1. 第4部における事項番号と施策名	3章1節1(7) 調査研究の推進(農地における調査)		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2, 6		
3. 本施策を展開する必要性とその目的	水田周辺水域に生息する魚類やカエル類を主体とした生物の生息状況を確認し、里地里山における生物多様性の重要性を認識するとともに、生息環境条件を明らかにして、生物保全のためのより良い施設整備のあり方について検討を行う。また農地や水路等における生態系等の自然環境情報について、現地調査結果及び既存資料を併せてデータベース化、GIS化を行うことにより、環境との調和に配慮した事業計画のための調査の効率化を図る。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
田んぼの生きもの調査 環境省と連携し、水田域における魚類・カエル類の生息状況を調査。	全国の農業水路やため池などの2,353地点において実施。		
農業農村環境情報整備調査 生態系等の自然環境情報についての現地調査及び既存情報を併せたデータベース化。	142地点で現地調査を行い、データベース化、GIS化。		
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7. 今後の課題
	H15年度	H16年度	
田んぼの生きもの調査	30	26	調査の実施によって確認された生物の生息環境について今後分析を進め、さらに環境に配慮した農業農村整備事業のあり方の検討が必要。
農業農村環境情報整備調査	60	60	

農林水産省農村振興局計画部土地改良企画課、資源課

1．第4部における事項番号と施策名	3章1節2(7) 情報整備の推進（地球規模生物多様性情報機構（GBIF）への取組）	
2．第3部第2章の各テーマとの関係	6、7	
3．本施策を展開する必要性とその目的	地球規模生物多様性情報機構（GBIF）とは、OECDの科学技術政策委員会（CSTP）における議論を踏まえて設立された、生物多様性に関するデータを各国で分散的に集積し、ネットワークを通じて全世界的に利用することを目的とする国際協力による科学プロジェクトである。その活動により、動物、植物、微生物、菌類等広範な生物種、生物標本データから生態系データ、タンパク質データ、遺伝子配列情報等の相互運用、利用が可能になることが期待されている。	
4．施策の概要	5．施策の進捗状況	
GBIFへの貢献 わが国は文部科学省が科学技術振興機構を通して、GBIFに対して米国と並び活動資金の最大の拠出を行っているとともに、関係省庁連絡会議を設けて各省連携により国内対応について検討。	平成15年10月には、わが国でGBIF理事会を開催すると共に、生物多様性情報の国内普及活動として、科学技術振興調整費による「生物多様性情報学基盤の先導的構築」（独立行政法人国立環境研究所）の研究と連携し、世界分類学イニシアティブ（GTI）、国内学会等の各種機関による科学イベント（ワークショップ等）を併せて開催。	
6．予算・税制等項目	7．今後の課題	
	当初予算	
	H15年度	H16年度
拠出金（科学技術振興機構の運営費交付金中の推計額） 国内資料のデータベース化等の検討のための調査費（科学技術振興機構の運営費交付金中の推計額）	70万ドル 22百万円	70万ドル 17百万円 GBIFの設置に関するMOU（覚書）で定められている、国内データベース拠点の設置と運用について本格的な検討を行うとともに、本活動が多数の省庁、機関の業務に関わることをかんがみて、関係省庁連絡会での活動をさらに活性化し、活動への参加を呼びかけていく必要がある。 また今後とも着実に国内の標本データベースの構築を推進することが必要。

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課

(2) 教育・学習、普及啓発及び人材育成

環境教育・環境学習を推進し、環境保全についての国民一人一人の意欲を高めていくことなどを目的に、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が平成15年7月に制定され、同年10月に一部施行されました。

【数値から見る具体的施策の展開】

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
「こどもエコクラブ事業」参加クラブ、参加者数	H14.3	約4,200クラブ 約75,200人	H16.3	約4,300クラブ 約82,300人	100クラブ 7,100人
環境カウンセラー登録者数	H14.3	2,565名（市民部門 941名、事業者部門 1,624名）	H16.3	3,398名（市民部門 1,448名、事業者部門 2,163名、両部門登録者213名）	833名（市民部門507名、事業者部門539名）

1. 第4部における事項番号と施策名	3章2節1 環境教育・環境学習
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	
3. 本施策を展開する必要性とその目的	生物多様性の保全及び持続可能な利用を実現する上では、国民一人一人が自然の美しさや不思議さに対する感性を育み、科学的な知見に基づき自然の仕組みと大切さを理解し、環境保全のために行動していくことが必要であり、そのためには、環境教育・環境学習を積極的に推進していくことが極めて重要である。具体的には、人材育成、プログラムの整備、情報提供、場や機会の拡大などの各種施策を行う。
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
ア. 学校における環境教育推進のための施策 新学習指導要領の実施	平成14年度から小・中学校において、平成15年度から高等学校において順次実施。
環境のための地球学習観測プログラム（GLOBE）モデル校の指定	平成15年度に20校を指定。2年間指定。
教員向けの環境教育指導資料の作成	現在作成中（国立教育政策研究所教育課程研究センターにおいて実施。）
環境教育リーダー研修基礎講座の開催	平成15年度に全国4会場で各2日間開催。
環境教育担当教員講習会の開催	平成15年度に全国2会場で各4日間開催。（独立行政法人教員研修センターにおいて実施。）
環境教育実践モデル地域の指定	平成15年度に12地域13市町村を指定。2年間指定。
全国環境学習フェアの開催	平成15年度に群馬県にて開催。
体験活動推進地域・推進校及び地域間交流推進校の指定	平成15年度には94地域805校を指定。 平成16年度から長期宿泊体験推進校を新たに指定。
環境教育に関する総合的な情報体制の整備	平成15年度に情報体制の基本的な整備に着手した。平成16年度に整備完了予定。
環境教育推進のための教材開発	平成16年度より実施。
エコスクールの整備	エコスクールパイロット・モデル事業において、平成15年度に97校を認定。
屋外教育環境整備事業	校庭の芝生化や学校ビオトープ整備などを引き続き実施。
イ. 社会教育 環境パートナーシップの促進 地球環境パートナーシッププラザ [※] 及び環境パートナーシップオフィスを活用	地球環境パートナーシッププラザのホームページ [※] での情報提供（アクセス数180万件）、環境らしんばんへの登録（588団体）、メールマガジンの配信（2,178人）。

用して各主体間の交流ネットワークを促進するもの。	
社会教育活性化のための支援 社会教育施設を中核として、地域における様々な課題に対応するための事業や事業終了後の評価の実施。	平成16年度新規事業であり、現在委託先等について検討中。
地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業 推進体制の計画的な整備充実、社会的気運の醸成に向けた取組を展開。	平成15年度は、国・都道府県、全国の約4割の市町村で奉仕活動・体験活動の推進体制を整備し、全国フォーラム等の啓発活動を実施した。
「科学系博物館教育機能活用推進事業」により自然史系博物館を支援	平成15年度に自然史系博物館等全国30箇所に委託。
「社会教育活性化21世紀プラン」により博物館資料を活用した環境教育プログラムの開発を支援	平成16年度より実施。
「誰にもやさしい博物館づくり」をテーマに、誰にとっても利用しやすい施設となるよう調査研究を行う	平成16年度より実施。
こどもエコクラブ事業 小中学生が数人から30人程度の仲間を集め、こどもエコクラブを結成し、自主的に環境活動への取組。	平成15年度末で約4,300クラブ、約82,000人が登録し、地域等での環境保全活動を実施。
体験的環境学習推進事業 環境学習プログラムを構築するため、テーマを設定し、地方自治体にモデル事業として委託するもの。	「都市環境」及び「自然環境」をテーマにしたモデル事業を6つの地方自治体に対して委託して実施し、また、過去にモデル事業を実施した地方自治体（1団体）に対して事業効果の検証。
環境科学に関する環境教育推進事業 環境科学の普及啓発及び環境学習の促進のため、環境科学の具体的な普及方策を検討するもの。	科学館及び学校現場で実施可能な水をテーマにしたモデル授業プランを作成し、その普及方策の検討や科学技術館・学校現場・企業等のネットワーク構築のための検討を行った。平成15年度で事業終了。
環境教育リーダー研修基礎講座の開催（再掲）	平成15年度に全国4会場で各2日間開催。
環境カウンセラー登録制度 環境保全に取り組む市民や事業者等に対して知識の付与や助言・指導を行う人材を登録する制度の実施。	平成15年度は、新たに397名の環境カウンセラーを登録。登録者数は3,611名（事業者部門2,163名、市民部門1,448名、内両部門登録者23名）となった。
環境学習支援事業 「総合的な学習の時間」で活用できるよう、具体的な行動に結びつく平易な環境学習プログラムの開発・整備を行い、CD-ROMにとりまとめ、全国の自治体、学校へ配布するもの。	平成14年度までに開発した環境学習プログラム及び実践事例を総合的にとりまとめ、総合的環境学習プログラム事例集として集大成し、全国の自治体・小中学校等に配布した。平成15年度で事業終了。
環境教育に関する総合的な情報体制の整備（再掲）	平成15年度に情報体制の基本的な整備に着手した。平成16年度に整備完了予定。
自然公園等における環境教育・環境学習 ・自然公園等（国指定鳥獣保護区を含む）において、環境教育・環境学習を推進する。	国指定鳥獣保護区における環境学習・保全調査拠点整備事業（藤前干潟）を実施した。
都市の自然における環境教育・環境学習 都市に残された貴重な自然にふれあ	1）平成15年度末現在 56箇所（集計中） 2）平成15年度末現在 198公園（集計中） 3）平成15年度国営木曽三川公園等において実施。

える場である公園緑地を、地域の環境活動や指導者育成、環境学習プログラムの実施の場として活用することで、自然と人の関わり、自然や環境の大切さについての啓発を行う。 森林における環境教育・環境学習		「森の子くらぶ推進プロジェクト」や「緑の少年団」など森林における体験学習やボランティア活動等を通じた環境教育・環境学習を促進。	
ウ．青少年教育における環境教育・環境学習 体験型環境学習の推進		平成15年度に全国42箇所において実施。	
自然体験活動の推進		平成15年度に全国26箇所において実施。	
国立青少年教育施設における自然体験活動の機会の提供		平成15年度に25施設において環境学習の事業を27事業実施。	
キ．水辺における環境教育・環境学習 水生生物調査（再掲） 川にすむ水生生物からその川の「きれいさ」等の程度を調査。		平成15年度の水生生物調査の参加者は、約86,000人であった。	
「海辺の自然学校」の展開 自治体、NPOなどと連携しながら有意義な体験プログラムを提供できる実施体制を整備し、全国で展開。		館山（千葉県）、奈半利（高知県）など全国20箇所を実施。	
「海辺の達人養成講座」の開催 海辺の自然学校における指導者を養成するセミナーとして、18歳以上の男女を対象として実施		三浦半島、知多半島、大隅半島で実施。	
6．予算・税制等項目		当初予算（百万円） H15年度 H16年度	
ア．学校教育振興費（文部科学省） 教育方法等実践研究委託費 屋外教育環境整備事業費 環境教育指導者育成事業（環境省） 環境教育・環境学習データベース総合整備事業（環境省）		94 381 444 12 20	101 391 356 13 19
イ．地球環境パートナーシッププラザ運営費 社会教育活性化21世紀プラン 地域と学校が連携協力した奉仕活動		119 1,113	118 147 1,000
・体験活動推進事業 科学系博物館教育機能活用推進事業 誰にもやさしい博物館づくり事業 こどもエコクラブ事業費 体験的環境学習推進事業 環境科学に関する環境教育推進事業 環境カウンセラー活用推進事業 環境学習支援事業 国指定鳥獣保護区における環境学習・保全調査拠点整備事業（藤前干潟）		83 96 41 8 19 27 304	15 98 51 29 270
・森林環境教育活動の条件整備促進対策事業 ・教育のもり整備事業		112 264	87 238

・国民参加の緑づくり活動推進事業	475	369
・青年森林協力隊活動推進事業	36	17
・学校林整備・活用推進事業	69	57
ウ．省庁連携子ども体験型環境学習推進事業	129	126
青少年長期自然体験活動推進事業	62	61
キ．簡易水質診断手法推進	2	2
港湾整備事業費の内数	503,056	474,547

環境省総合環境政策局環境教育推進室
環境省自然環境局野生生物課
環境省環境管理局水環境部企画課
農林水産省林野庁森林保全課、計画課
国土交通省港湾局環境・技術課環境整備計画室
国土交通省都市・地域整備局公園緑地課
文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省生涯学習政策局社会教育課
文部科学省スポーツ・青少年局青少年課

1．第4部における事項番号と施策名		3章2節2 普及啓発	
2．第3部第2章の各テーマとの関係		2，4	
3．本施策を展開する必要性とその目的			
国民一人一人が環境問題に深い理解と認識を持ち、それぞれのライフスタイルや社会経済活動を環境への負荷の少ないものに変えていく必要があることから、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する環境教育と環境学習、これらの普及啓発を促進する。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
(1)生物多様性条約及び生物多様性国家戦略に関する普及啓発		条約や国家戦略についてどの程度認識があるかを把握するためのアンケート調査を実施。	
(2)各種記念日の活用		「みどりの日」(4月29日) みどりの週間(4月23日～4月29日)を中心に、国民各層が参加する自然とのふれあい保全活動、緑化活動や緑の募金運動等を全国的に展開。	
6．予算・税制等項目		7．今後の課題	
	当初予算(百万円)		
	H15年度	H16年度	
国民参加の緑づくり活動推進事業	475	369	条約や国家戦略について、効率的な普及啓発のあり方を検討し、実施していくことが必要。 その他、引き続き適正な事業を実施することが必要。

環境省自然環境局自然環境計画課
農林水産省林野庁森林保全課

(3) 経済的措置等

鳥獣の保護管理の担い手の確保等を目的として、狩猟税制の一本化等を内容とした税制改正を行い、狩猟税を創設しました。

1. 第4部における事項番号と施策名	3章3節 経済的措置等 1 経済的助成 3 その他の経済的措置等
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2, 4, 5, 7
3. 本施策を展開する必要性とその目的 補助金は、地方公共団体等による生物多様性の保全に資する施策の奨励め重要な手法であり、経済的措置は、生物多様性の保全に資する活動を行う者を支援する手法として重要。また、政府が出資している各種基金による助成を通じて、これら民間団体の活動の支援に努める。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
1 経済的助成 (1) 補助金 ウ. 都市公園事業に対する国庫補助 都市公園法及び同施行令に基づき、都市公園の新設又は改築に要する費用の内、用地の取得、施設の新設、増設又は改築に要する費用の一部について、国から補助を行っている。	都市公園等整備面積 100,968ha (H15.3現在)
エ. 古都及び緑地保全事業に対する国庫補助 歴史的風土特別保存地区等において、緑地を適切に保全するために必要な土地の買い入れ及び施設の整備に要する費用の一部について、国から補助を行っている。	近郊緑地保全区域決定状況 96,905ha " 特別保全地区決定状況 3,442ha " 特別保全地区土地買入実績 199ha 緑地保全地区決定状況 1,652ha " 土地買入実績 155ha 歴史的風土保存地区指定状況 17,929ha " 特別保存地区指定状況 8,324ha " 特別保存地区土地買入実績 498ha (H15.3現在)
地方公共団体等による生物多様性の保全に資する施策 緑化推進対策事業等に対する国庫補助	都道府県による特定鳥獣保護管理計画の策定等に対して予算補助を行った。 森林ボランティア活動など国民が行う森林づくり活動への支援等を実施中。
(2) 基金等による助成 地球環境基金 国内の民間団体等による国内における環境保全活動を支援するため、活動費の助成や研修等を通じた人材育成を行う。	平成15年度に、自然保護・保全・復元の分野で、14件、38.6百万円の助成を実施した。また、研修事業として「地球環境市民大学校」を全国で29講座開催した。
環境らしんばん 民間団体自らが実施する環境保全活動を支援するデータベース「環境らしんばん」を通じ、民間の助成金制度の募集情報の提供を行う。	平成15年度に、11団体の助成金制度の募集情報を掲載した。
(3) 税制上の措置 生物多様性の保全に資する活動を行う者を支援するため、税制上の措置を行う。	鳥獣の保護管理の担い手の確保等を目的として、狩猟税制の一本化等を内容として税制改正を行い、狩猟税を創設した。

3 その他の経済的措置等		【買い入れ実績】	
(2)緑地保全地区等における民有地の買い入れ等		近郊緑地特別保全地区土地買入実績	199ha
緑地保全地区、歴史的風土特別保存地区等においては、建築物、工作物の新築、改築、増築等の一定の行為に対する規制を行うことにより、緑地の適正な保全等を行っているが、都道府県等においては行為規制に伴って生じる土地の買い入れ申出等に応じて土地の買い入れを行っている。国土交通省においては、これらに要する費用の一部を補助することにより、民有地の公有地化による緑地の適正な保全等を支援している。		緑地保全地区土地買入実績	155ha
		歴史的風土特別保存地区土地買入実績	498ha
		(H15.3現在)	
6. 予算・税制等項	当初予算(百万円)		7. 今後の課題
	H15年度	H16年度	
(1) ウ. 都市公園事業費補助	90,416	84,339	都市公園の整備、緑地の保全等により自治体の環境保全に対する取組みを支援していくため所要の予算額の確保や、引き続き、特定鳥獣等の保護管理に対して必要な財政的支援を行っていくことが必要。 また、森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成を一層図るため、より広範な主体による森林づくり活動への参加策を構ることが必要。 さらに、第三者による評価を実施するとともに、助成の重点化を図ることが必要。
エ. 古都及び緑地保全事業費補助	6,789	6,419	
特定鳥獣等保護管理対策費補助	137	106	
国民参加の緑づくり活動推進事業	475	369	
青年森林協力隊活動推進事業	36	17	
学校林整備・活用推進事業	69	57	
(2) 独立行政法人環境保全再生機構基金勘定運営費交付金の一部	802の内数	1,074の内数	
地球環境パートナーシッププラザ運営費の一部	119の内数	118の内数	

環境省自然環境局鳥獣保護業務室
環境省総合環境政策局環境教育推進室
農林水産省林野庁森林保全課
国土交通省都市・地域整備局公園緑地課

(4) 国際的取組

平成16年2月に開催された第7回生物多様性条約締約国会議(COP7)では、COP6やWSSDにて採択された「2010年までに生物多様性の損失速度を減少させること(2010年目標)」に向けて、保護地域や技術移転などについて、より具体的な方策が合意されました。また、わが国は「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(以下「カルタヘナ法」)を制定し、平成15年11月にカルタヘナ議定書を締結しました。平成16年2月、この議定書がわが国について発効し、カルタヘナ法も施行されました。わが国はCOP7に引き続き開催されたカルタヘナ議定書第1回締約国会議に締約国として参加しました。

1．第4部における事項番号と施策名		3章4節1 生物多様性条約の下での取組 (1) 締約国会議等での取組 (2) 条約実施のための取組	
2．第3部第2章の各テーマとの関係		5，7	
3．本施策を展開する必要性とその目的 生物多様性条約の運営や条約の詳細なルール、予算について決定するための重要な会議にわが国が主体的に参加し、ルール作りに貢献する。 また、遺伝子組換え生物の生物多様性への悪影響を防止するための措置を規定するカルタヘナ議定書を締結することにより、他の締約国から事前に提供される情報に基づき危険性の評価を行うことが容易となる。さらに、遺伝子組換え生物に関する情報交換の仕組みを利用し、さらにその仕組みを発展させるための作業を締約国として行うことによって遺伝子組換え生物の安全な利用に貢献する。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
(1) 締約国会議等での取組 ア．第7回締約国会議、第9回補助機関会合等への参加 イ．締約国会議等への途上国参加支援		第7回締約国会議において、山地生物多様性、保護地域、技術移転と技術協力、平成17、18年事務局予算等に関する決議が採択。 第7回締約国会議への途上国参加支援費として6万ドルを、第9回補助機関会合への途上国参加支援費として2万ドルを拠出。	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 締約国会議において決議された「外来種の影響の予防、導入、影響緩和のための指針原則」を踏まえた国内対策の充実。		外来種対策に関する措置のあり方については、中央環境審議会における検討結果を踏まえ、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案が第159回国会において成立。	
(2) 条約実施のための取組 ア．カルタヘナ議定書の発効と締結 ・バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の効果的実施に向けた取組 ・カルタヘナ議定書の効果的実施のための様々な措置を検討・実施。 イ．第1回締約国会議（H16年2月）への締約国としての参加		・平成15年9月11日にカルタヘナ議定書が発効。わが国は同11月21日に締結し、平成16年2月19日、わが国について発効。 ・カルタヘナ議定書の国内担保措置について関係省共同で検討をはじめ、第156回通常国会に法案を提出し、平成15年6月に公布され、平成16年2月に施行。 遺伝子組換え生物等の取扱、輸送、包装、表示の詳細な要件、遵守制度、責任と救済、平成17、18年事務局予算等に係る決議が採択。	
6．予算・税制等項目		7．今後の課題	
	当初予算（百万円）		
	H15年度	H16年度	
生物多様性条約締約国拠出金	209	194	条約の効果的な実施及び予算の効率的執行の観点から、条約の活動計画の対象を優先順位に絞り込むことが引き続き必要。能力開発等途上国支援も重要。また、締約国会合等における議論の重複の排除や効率化も課題。 さらに、遺伝子組換え生物の主要な輸

			出国である米国、豪に同議定書の締結を 引き続き働きかけていくことの他、能力 開発等途上国支援が重要。
--	--	--	--

外務省国際社会協力部地球環境課
 環境省自然環境局野生生物課

1．第4部における事項番号と施策名		3章4節2 生物多様性関連条約との連携強化	
2．第3部第2章の各テーマとの関係		5，7	
3．本施策を展開する必要性とその目的			
国際的に「生物多様性条約」と関連する諸条約との連携を強化し、わが国の自然環境だけでなく、地球環境全体の保全に向けて取り組むことが必要。			
4．施策の概要		5．施策の進捗状況	
(1)ラムサール条約 国内条約湿地数の増加を促進する。アジア地域を中心に条約への加入、湿地の保全に協力。		・アジア地域の代表として第29回及び第30回常設委員会に参加し、条約の運営に引き続き貢献。 ・アジア湿地目録の枠組作りを行った。東南アジア地域における湿地の保全及び管理に関するワークショップを開催。	
(2)ワシントン条約 「種の保存法」に基づく、国内での譲渡し等の規制を実施するとともに、違法行為の防止、摘発に努める。		・第49回及び第50回常設委員会へ出席。MIKEプロジェクトに対する4万ドルの支援。 ・国際希少野生動植物種について種の保存法に基づき国内での取引規制を行った。また、これらの国内での譲渡規制が適切に行えるように種の保存法を一部改正。	
(4)二国間渡り鳥条約・協定 二国間渡り鳥条約に基づき、二国間の渡り鳥等やその生息環境の保護のための施策を実施する。他のアジア地域の諸国と協力し、二国間の枠組の必要性について検討をすすめる。		平成15年10月から12月にかけて、ロシア、オーストラリア、中国及び韓国との間で二国間渡り鳥等保護条約等に基づく会議を実施し、渡り鳥の保護に関する情報交換を行った。また、条約等に基づく共同調査として、日中韓ズグロカモメ・日米ハマシギ共同調査、日中クロツラヘラサギ共同調査並びに日米アホウドリ人工衛星追跡共同事業を実施した。 鳥インフルエンザの感染経路究明に資するために韓国の渡り鳥等の生息状況について調査を実施。	
(6)食糧及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約（仮称） 各条文の明確化、具体的運用、関係省庁等との調整、既存の国際条約との関係整理や国内実施に必要な措置等に照らし対応を検討。		平成16年3月31日に40カ国以上が批准したため、本条約は同6月29日に発効する。平成16年5月10日現在50カ国（先進国はカナダ、ドイツ、英国）が批准。	
6．予算・税制等項目		当初予算（百万円）	
		H15年度 H16年度	
(1)アジア地域湿地保全推進事業（アジア地域における生物多様性保全推進費の一部）		65の内数 65の内数	
ラムサール条約締約国拠出金		45 57	
(2) ・ワシントン条約締約国拠出金		97 101	
・ワシントン条約対策費		10 10	
(4)アジア地域渡り鳥等国際共同研究推進費		24 24	
7．今後の課題			
生物多様性関連諸条約に基づく取組と連携強化を一層促進することが必要。また、条約運営効率化への継続的関与が必要。 特に、ラムサール条約については、平成17年までにわが国のラムサール条約湿地数を22箇所以上に増加させる方針であり、取組を進める必要がある。			

環境省自然環境局野生生物課
外務省国際社会協力部地球環境課
農林水産省農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課

1. 第4部における事項番号と施策名	3章4節3 国際的プログラムの推進
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5, 6, 7
3. 本施策を展開する必要性とその目的	
生物多様性の保全と持続可能な利用を効果的に進めていくためには、二国間、多国間等の様々な形態の国際協力が必要である。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(1)GBIFを通じての協力 科学技術振興事業団を通して、GBIFに対して米国と並び活動資金の最大の拠出。関係省庁連絡会議を設けて各省連携により国内対応について検討。	平成15年10月には、わが国でGBIF理事会を開催すると共に、生物多様性情報の国内普及活動として、科学技術振興調整費による「生物多様性情報学基盤の先導的構築」(独立行政法人国立環境研究所)の研究と連携し、世界分類学イニシアティブ(GTI)、国内学会等の各種機関による科学イベント(ワークショップ等)を併せて開催。
(2)地球生態系診断、MA APEIS(アジア太平洋環境イノベーションプロジェクト)を通じたMAとの協力。	アジア地域の流域生態系における環境管理について、APEISとMAの合同ワークショップ開催(H15.11)。
(5)地球圏・生物圏国際協同研究計画(IGBP) 地球規模海洋生態系変動研究計画(GLOBEC) 地球規模での気候変化等が多様性に富む海洋生態系に与える影響の解明と、それを予測するモデルを開発する。	関連する国内シンポジウムを2回、日韓合同GLOBECシンポジウム(韓国・釜山)を開催し、平成16年1月より、第2期日本GLOBEC小委員会を再編。
土地利用・被覆変化研究計画(LUCC) 人間活動に起因する土地利用・被覆変化によって、物質循環や生態系の多様性が損なわれる過程の動態を解明することを目的とする。	LUCC・Focus2オフィス(東京大学)を中心にALOS(陸域観測技術衛星)を利用するためのアルゴリズム開発を進めた。同時に日本におけるGLPグループと共同で新たな国際プログラムを立ち上げる準備をした。
(6)UNESCOを通じての取組 ECOTONE(沿岸域及び陸水域の生態移行帯の管理に関するセミナー)の開催。 ASPACO(生物圏保存地域等の持続可能な利用のためのアジア・太平洋地域協力会議)の開催。	平成4年以降「破壊された沿岸生態系の管理と修復」をテーマに沿岸生態系及びエコトーンを主な対象とするセミナーを実施。 アジアと太平洋地域の沿岸生態系の保全とそのための人材育成を目指したプロジェクトで、平成13年から会合等を実施。
(8)OECDを通じての協力 今後とも、OECDを通じてのバイオテクノロジーと生物多様性の保全に関する取り組みを積極的に行う。	これまでに13作物種についての合意文書の作成に協力。
(10)アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保護 第 期戦略期間の履行を推進するため、渡り性水鳥の重要生息地ネットワークの拡充を図る。絶滅のおそれのある種について保全行動計画の策定を進める。	アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略を推進するため、国際事務局及び国内事務局の支援を行った。シギ・チドリ類重要生息地ネットワークへ大阪南港野鳥園(大阪市)が参加。
(11)国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の推進	平成15年度にアジア諸国を集め、マレーシアにおいてサンゴ礁モニタリング及びデータベースに関するワークショップを開催した。 平成15年度にカンボジアにおいて、サンゴ礁データベースのトレーニングを実施。
(12)南極地域観測事業 海洋生産モニタリング 南極海域における環境変動を低次生産者群集の変化により把握する。 海洋大型動物モニタリング	南極・昭和基地への「しらせ」往復航路上において、表面海水から植物プランクトンを採取し、現存量の連続観測を行い、データベースを作成。 南極・昭和基地周辺のアデリーペンギンの個体

大型捕食者の個体数調査から海氷変動による個体群変動を把握する。		数変動データをまとめている。	
陸上生態系長期変動モニタリング 土壌微生物の変化から温暖化に対応した植生変化の基礎データを取得する。		南極・雪鳥沢地域を中心とする蘚苔類の検索マニュアルのweb版を発行し、関連データレポートを発行。	
(13) 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET) 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金		EANET事務局の信託基金に拠出。	
酸性雨対策国際協力事業		東アジア諸国に対し、酸性雨のモニタリング計画策定、技術指導、研修活動等の支援事業を実施。	
6. 予算・税制等項目		当初予算(百万円) H15年度 H16年度	
(1)GBIFを通じた協力 国内資料のデータベース化等の検討のための調査費 (科学技術振興機構の運営費 交付金中の推計額)		22	17
(2)アジア太平洋地域環境イノベーション戦略推進		489	300
(5)地球圏・生物圏国際協同研究計画 (IGBP) 地球圏・生物圏国際協同研究計画 (IGBP) 拠出金		18	17
(6)UNESCOを通じた取組ユネスコ持続可能な開発のための科学振興事業信託基金の内数		18	18
(10)第一期アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の推進(アジア地域における生物多様性保全推進費の一部)		65の内数	65の内数
(11)浅海域の重要生態系の保全		17,421	22,745
東アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金		165	165
酸性雨対策国際協力事業費		40	30
(12)南極地域観測事業		20	18
海洋生産モニタリング		12	11
海洋大型動物モニタリング		3	3
陸上生態系長期変動モニタリング			
		GBIFの設置に関する覚書で定められている、国内ノードの設置と運用について本格的な検討を行うとともに、本活動が多数の省庁、機関の業務に関わることをかんがみて、関係省庁連絡会での活動をさらに活性化し、活動への参加を呼びかけていく必要がある。また今後とも着実に国内の標本データベースの構築を推進することが必要。 生態系変動の予測のための数値モデルに必要な野外実験によるパラメータ値の推定と、長期モニタリングデータの取得、及びそれらの品質を向上させて管理することが必要。 土地利用変化やその環境影響に関する多数の事例データについてクリアリングハウスの構築などにより長期的な土地利用変化を再現するためのデータの収集や共有化を進めることが必要。 人材育成、ネットワーク作りに大きな効果を挙げてきたが、今後本事業をどのように収束させていくか検討することが必要。また両施策の連携をどのように図るか検討し、密接な連携を図ることが必要。 アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の推進を図るため国際的な協力関係の強化を図るとともに、重要生息地ネットワークの拡充を図ることが必要。 EANETを円滑に推進するため、東アジア諸国のモニタリング能力向上のための国際協力の継続、財政面を含むEANETの基盤強化、国際協調に基づく酸性雨対策(特に発生源対策に結びつく施策)の枠組づくりを目指すことが必要。 観測手法は年々進歩しているが、長期観測を通じた観測データの品質管理、	

グ			観測手法間での相互検定が必要。 また、毎年を観測者が同一ではなく、特に現場での目視観測をベースとする領域ではデータ品質保持が重要な課題。
---	--	--	--

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課

文部科学省研究開発局海洋地球課

環境省地球環境局総務課研究調査室、環境保全対策課

環境省自然環境局自然環境計画課、野生生物課

1. 第4部における事項番号と施策名	3章4節4 開発途上国への協力
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	7
3. 本施策を展開する必要性とその目的	
開発途上国に対して、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する計画立案・策定・実施、人材育成、施設の整備等の様々な側面で積極的に支援するとともに、開発途上国と協力しつつ、生物多様性の保全と持続可能な利用の促進を図り、世界レベルの生物多様性の保全に寄与する。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(1) ア. 環境意識向上に向けた支援 生物多様性の保全と持続可能な利用についての積極的な取組の促進にかかる政策対話の努力の継続・強化と、環境教育プログラムの推進。	メキシコにおける開発福祉支援事業「シエラゴルダ生物保護区半乾燥地帯における環境教育及びコミュニティ開発」などを実施。
イ. 戦略的な研究の促進と技術・ノウハウ等の移転	「マレーシア・ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム協力」(技プロ)、「生物多様性情報システム」(集団研修)などを実施。
ウ. 国際機関、他の先進国の援助機関等との連携・協調	地球環境ファシリティ(GEF)に積極的に参加、貢献。財源補充交渉でも積極的なイニシアティブを発揮。GEF3(平成14年7月～18年6月)に対する拠出額は488億円で米国に次ぐ2位。
エ. 民間団体等の活動の支援 独立行政法人環境再生保全機構の地球環境基金等による開発途上国における民間団体等による取組の支援。	・平成15年度のNGO事業補助金実績は10事業、約3,880万円。 ・平成15年度の日本NGO支援無償資金協力実績(生物多様性関連)は、2事業、約1,087万円。 ・平成15年度に、開発途上地域における自然保護・保全・復元の分野で、12件、49.8百万円の助成を実施。
オ. 国内基盤の整備(国内専門家の活用・育成、情報・技術・経験の収集・整理等)	中国江西省、湖北省を対象とした円借款の調査ミッションに岐阜県立森林文化アカデミーの学長をアドバイザーとして同行させるなど、国内専門家を活用。
カ. 援助の実施に際しての生物多様性への配慮 各機関における環境配慮に関するガイドラインの的確な運用と、環境配慮実施のための基盤の強化。	・国際協力銀行(JBIC)において、平成15年10月より新環境ガイドライン(環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン)を完全施行。 ・国際協力機構(JICA)において、平成16年3月にJICA環境社会配慮ガイドラインの改定作業を終了。同年4月より同ガイドラインを施行。
(2) ア. 自然環境の保全 自然環境データ整備、渡り鳥・湿地保全、希少種保護、国立公園の各項目に重点を置いた協力の推進。	インドネシア「ゲヌンハリムンサラク国立公園管理計画」、「マレーシア・ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム協力」(以上、技プロ)、「湿地における生態系・生物多様性とその修復・再生及び賢明な利用」、「自然公園の管理・運営と利用(エコツアー)」(以上、集団研修)、イラン「アンザリ湿原生態系保全計画調査」(開発調査)などを実施。
イ. サンゴ礁の保護 貴重なサンゴ礁の環境・生態系の保護・自然資源の持続的な利用と、サンゴ礁及び関連する生態系についての研究、保全及び普及啓発。	フィリピン「北部パラワン持続可能型環境保全事業」(円借款)、「パラオ国際サンゴ礁センター強化プロジェクト」(技プロ)、「サンゴ礁保全」(集団研修)などを実施。
ウ. 熱帯生物資源の保護及び利用 開発途上国における熱帯生態系に関する生物多様性の保全及び持続可能な利用のための能力構築への協力。	タイ、インドネシア及びマレーシアにおける「生物多様性保全と持続的利用等に関する研究協力事業」、ブラジル「セラード生態コリドー保全計画」(技プロ)、「熱帯・亜熱帯地域におけるエコツーリズム人材育成研修」(集団研修)などを実施。
エ. 農業分野における国際協力	「GIS(地理情報システム)による天然資源・農業生産

途上国の農業及び食糧増産に寄与できる遺伝資源の保全問題の解決及び持続可能な利用の促進に関する協力の推進。	物の管理」(集団研修) 「タイ北部持続的農業農村開発計画調査」(開発調査) などを実施。		
オ . 林業分野における国際協力 環境保全のための森林の保全・造成に関する技術協力、資金協力の推進。	・平成15年度の植林事業は、地球環境無償では4事業、約16億円。円借款では3事業、約213億円。 ・ブラジル「東北部半乾燥地における荒廃地域の再植生技術開発計画」(技プロ) 、オマーン「マングローブ林再生・保全・管理計画調査」(開発調査) 「持続可能なマングローブ生態系管理技術」、「森林保護地域等の管理・経営」(以上、集団研修) などを実施。 ・ITTO(国際熱帯木材機関) を通じたわが国の支援として、プロジェクト実施のために総額約10億円の拠出を表明。		
カ . 漁業分野における国際協力 開発途上地域における水産業の振興と魚類生態系の保全に関する技術協力 その他国際協力の推進。	・コスタリカ「ニコヤ湾持続的漁業管理計画」(技プロ) 、太平洋諸島諸国「熱帯海洋生物多様性の保全と持続的利用技術」(集団研修) 、セネガル「漁業資源評価・管理計画調査」(開発調査) などを実施。 ・東南アジア漁業開発センター (SEAFDEC) を通じた協力として「マングローブに優しいエビ養殖 (フィリピン) 」 「漁業管理及び持続的な開発のための指標の設定」などの活動を実施。 ・湿地帯における水生生物の生態系の保存のためのJICA技術プロジェクト事業をメキシコユカタン半島において実施。		
キ . 遺伝子組換え生物の利用等の安全性の確保 遺伝子組換え生物の環境安全性に関する国内制度づくりに関する支援と、アジア地域を対象にした遺伝子組換え農作物の環境影響評価確立のための能力向上に関する協力の推進。	FAOを通じた協力として、バイオテクノロジー関連体制整備事業「遺伝子組み換え農作物の環境影響評価体制の確立 (期間：平成14.5～平成17.4、平成15年度拠出額：354,626米ドル、対象：アジア地域) 」を実施。		
6 . 予算・税制等項目	当初予算 (百万円)		7 . 今後の課題
	H15年度	H16年度	
(1)エ . NGO事業補助金予算	541	180	今後も引き続き開発途上国への協力を推進することが必要。
日本NGO支援無償資金協力予算	2,200	2,700	
地球環境基金	802の内数	1,074の内数	
(2)オ . 地球環境無償(平成13年度より、「クリーン・エネルギー無償」と「植林無償」とを統合したもの。なお、平成16年度からは、「水資源無償」との統合により「水資源・環境無償」となっている。)	5,500	23,000	

外務省経済協力局調査計画課
外務省国際社会協力部地球環境課
環境省総合環境政策局環境教育推進室
農林水産省水産庁国際課